



2

0015153-000

717-187

株式会社設立清算実務必携

大村聖友・著

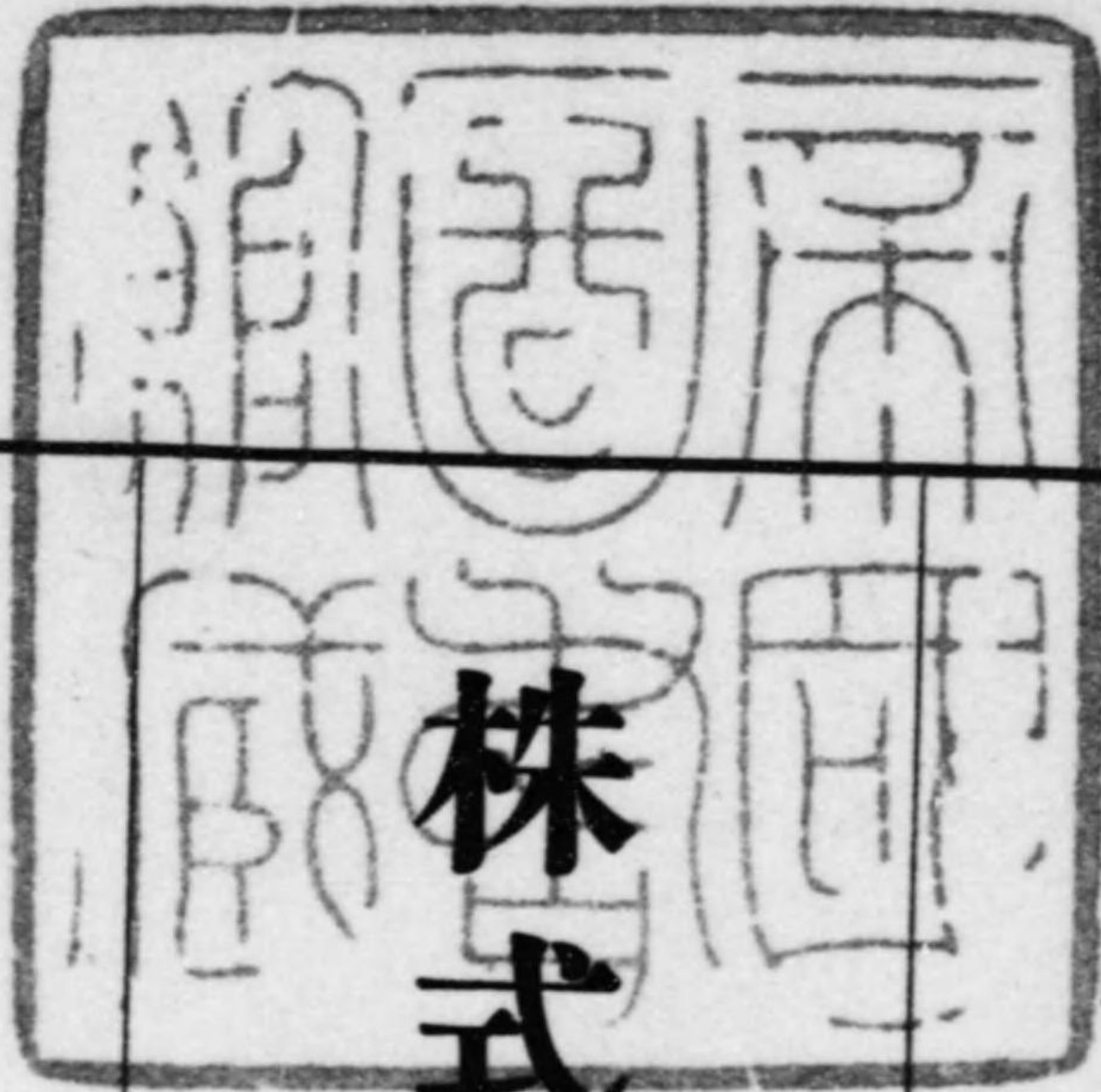
東栄堂

昭13

ACF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

370



日本會社實務
研究所長 大村聖友著

株式會社

設立
清算
實務

必携

東京 東 榮 堂 版



序

多年朝野の翹望したる會社法改正せられたり。就中株式會社に關する法規の改正増補せられたるもの頗る多く、斯くて國家は株式會社に付て多年の積弊を一掃し、併せて之が健全なる發達に資し、國民の財力充實、經濟向上に貢獻するところあらんとす。宜なる哉。舊會社法は泰西思潮の製鹽に成るが故に、我が國經濟生活の準繩として、制定の頭初より既に多くの缺陷を存し、加之輓近に於ける世態の急激なる推移は、益々舊法をして無力たらしめ、愈々其の權威を失墜せしめられたればなり。

抑々改正會社法は、斯道の權威者を網羅したる法制審議會並に商法改正委員會が、其の智囊を盡し、前後十霜星を閲して切瑛琢磨、以て完成したる名立法にして、列強の虎視耽々たる世界商戰場裡に起つ我が國株式會社の統制法規として、眞に吾人の意を強うせしむるに足る。

然りと雖も法規は總べて難解なるを常とす。故に廣く一般に周知せしめ、實用を裨益するに當りては平易懇切なる解説を要し、特に改正法の新に公布せられたる場合に在りては、更に一層其

自序

の然る所以を見る。されば這般改正會社法の制定あるや、爾來、玉石混淆、多數解説書の刊行せらるるありて、一字千金に値するものなきにしも非ざるも、専ら學徒の學究を職と爲すものにして、會社の實務とは極めて迂遠、今や斯界は改正會社法に基づく優良なる株式會社實務解説書の出現を俟つこと、宛然大旱の雲霓にも比すべきものあり。

吾人夙に茲に鑑むるところあり。不學を顧慮するの迫なく本著を致し、普く江湖に薦めて改正會社法實施下に於ける株式會社實務の活知識たらしめんとす。若し夫れ之が内容の記述に至りては、汎く諸大家の學說に繹ね多年に亘る幾多の判例に徴し、考覈検討、精鍊又精鍊を加へたる解説なるが故に、株式會社實務の活顧問として萬遺憾なしと自負する、敢て夜郎自大に非すと信ずるも、亦以て不學の致すところ帝虎魯魚の誤なきを保し難く、衷心忸怩たるものなき能はざるなり。恭んで識者の是正を待つて他日の玉成を期す。

乞ふ大方諸賢。鞭撻叱正、高教を垂るるに吝なる勿らんことを。

昭和十三年十月一日

日本會社實務研究所長

大村 聖 友 謹識

凡例

- 一 本書は改正會社法實施下に於ける重役・使用人・株主・社債權者を初とし、苟くも株式會社乃至株券・社債券等に關心を有する者の活顧問たらんことを期して、平易懇切に記述し、動もすれば乾燥無味ならんとする法理・法條の解説を、興味津津裡に説了せんことを勉めたり。
- 一 本書は改正會社法に基き、主として株式會社の實務指導を目的として執筆したるも、亦併せて學徒が斯學研鑽の指針たらんことを期したるが故に、實務學究兩者の好侶伴たるを信ず。
- 一 本書は實務家の日常の執務に資せんが爲に、容易に他の追隨を許さざる迄に、多數の書式實例を掲げれば、實務家は採つて以つて日々の執務の敏活且つ正確なる進捗を期するを得べく學徒は之に依つて法規の適用を知り、以て攻學上の能率を擧ぐるを得べし。
- 一 本書は印紙法・民事訴訟費用法・民事訴訟用印紙法・商事非訟事件印紙法・登録税法・會社負擔諸税法・會社必備諸帳簿様式等の記述を掲ぐるときは、其の名實眞に相伴ふと共に實務家

第三款 現行商法時代……………自 九

第四節 會社に關する法令其の他……………自 一〇

第一款 特別法規……………一〇

第二款 會社法……………一一

第三款 會社法以外の商法々規……………一一

第四款 商慣習法……………一二

第五款 判例……………一二

第六款 條理……………一三

第五節 會社の種類……………自 一六

第一款 合名會社……………一四

第二款 合資會社……………一四

第三款 株式會社……………一四

第四款 株式合資會社……………一四

第五款 有限會社……………一五

第六節 會社の設立……………自 一六

第一款 會社の設立制度……………一六

第二款 會社設立の免許と營業の免許……………一九

第三款 會社設立の手續……………二〇

第四款 定款の作成……………二〇

第五款 官廳の免許……………二二

第六款 會社設立の登記……………二二

第七節 社員の資格……………自 二三

第八節 會社の合併……………自 二五

第一款 總說……………二三

第二款 併吞合併と新設合併……………二五

第三款 合併後の會社……………二五

第四款 新設合併の設立委員……………二六

第九節 會社の能力……………自三六至三九

第一款 會社の權利能力……………三六

第二款 會社の行爲能力……………三六

第三款 其の他の能力……………三六

第十節 會社の住所……………三九

第十一節 解散の命令……………自三九至四〇

第一章 株式會社……………自三三至三五

第一節 總說……………自三三至三五

第一款 株式會社の意義……………三三

第二款 株式會社の社會的職能……………三五

第二節 株式會社の設立……………自三三至三四

第一款 總說……………	三六
第二款 定款の作成……………	三七
第一項 發起人……………	三七
第二項 定款……………	三八
第三項 定款の公證人認證……………	三五
第三款 發起設立……………	三六
第一項 第一回拂込……………	三六
第二項 取締役及び監査役の選任方法……………	三七
第三項 検査役の選任……………	三九
第四款 募集設立……………	三九
第一項 株主募集……………	三九
第二項 株式の申込及び割當……………	四〇
第三項 第一回拂込……………	四六
第四項 拂込場所……………	四六
第五項 制限契約の對抗……………	四六
目次……………	五

第六項 拂込場所及び拂込金保管替の制限……………七七

第七項 拂込未済と發起人の行爲……………七六

第八項 發起人の責任……………七九

第九項 發起人の権利……………八一

第十項 發起人に對する訴……………八二

第五款 創立總會……………八三

第一項 總會招集……………八三

第二項 總會の場所……………八四

第三項 決議の方法……………八四

第四項 議決權の代理……………八四

第五項 議事録……………八六

第六項 決議取消の訴……………八六

第七項 創立總會の專屬事項……………九八

第八項 創立總會の實際……………一〇六

第九項 設立登記……………一一八

第三節 株式

自一四二
至一六六

第十項 設立行爲に關する責任及び責任者……………一四一

第一款 資本の一部たる株式……………一四三

第二款 株主權としての株式……………一四四

第一項 株主の權利……………一四五

第二項 株主の義務……………一四八

第三款 株券としての株式……………一四九

第一項 株券……………一四九

第二項 株券の種類……………一五〇

第三項 株券の記載……………一五一

第四款 株主名簿……………一五二

第一項 株主名簿の記載事項……………一五二

第二項 株主名簿の效力……………一五三

第五款 株式の讓渡其の他の移轉……………一五三

第一項 株式讓渡自由の原則……………一五四

第二項 株式譲渡の方法……………一五五

第三項 株式移轉の效力……………一五五

第六款 株式の質入……………一五九

第一項 無記名株式の質入……………一五九

第二項 記名株式の質入……………一六〇

第三項 記名株式質權の效力……………一六〇

第七款 會社の株式及び其の質權の自己取得禁止……………一六一

第八款 株式の消却……………一六三

第四節 株式會社の機關……………自一六六至一六六

第一款 株主總會……………一六六

第一項 株式會社の三機關……………一六六

第二項 株主總會の意義……………一六七

第三項 株主總會の二種……………一九八

第四項 株主總會の招集……………一九九

第五項 總會の權能……………二〇三

第六項 總會に於ける株主の議決權……………二〇六

第七項 總會に於ける決議方法……………二〇九

第八項 總會に於ける決議取消の訴……………二一四

第九項 特別利害關係人の決議取消又は變更の訴……………二二二

第十項 決議無效確認の訴……………二二二

第十一項 原告敗訴の効果……………二二三

第十二項 定時總會の實際……………二二三

第一款 取 締 役……………二五七

第一項 取締役の意義……………二五七

第二項 取締役と會社との關係……………二六三

第三項 取締役の會社代表……………二六九

第四項 取締役の責任……………二七一

第五項 支 配 人……………二七三

第三款 監 査 役……………二九七

第四款 檢 査 役……………三〇七

第五節 計 算……………自三六至三四七

第一款 總 說……………三二六

第二款 計算書類の作成公示及び承認……………三二七

第一款 計算書類……………三二七

第二款 計算書類の作成及び公示……………三三〇

第三款 計算書類の承認及び公告……………三三一

第三款 準備金……………三三一

第四款 利益配當……………三三七

第一款 利益配當の要件……………三三七

第二款 利益配當の標準……………三三九

第三款 配當金支拂請求……………三三九

第五款 利息の配當……………三三〇

第一款 利息配當の要件……………三三〇

第二款 利息配當の標準……………三三三

第三款 利息配當の請求……………三三四

第四款 建設利息の性質と貸借對照表との關係……………三三四

第六款 檢 査

第六節 社 債……………自三三七
至三九三

第一款 總 說

第一款 社債の意義……………三四七

第二款 社債の種類

第二款 社債の種類……………三四七

第三款 社債發行の場合

第三款 社債發行の場合……………三四九

第二款 社債の募集

第二款 社債の募集……………三四九

第一款 社債募集の方法

第一款 社債募集の方法……………三四九

第二款 社債に關する制限

第二款 社債に關する制限……………三五〇

第三款 社債募集の手續

第三款 社債募集の手續……………三五三

第四款 社債 券

第四款 社債 券……………三五七

第五款 社債券の移轉

第五款 社債券の移轉……………三五七

第六款 社債の償還

第六款 社債の償還……………三五八

第七款 擔保附社債

第七款 擔保附社債……………三六一

第八款 社債原簿

第八款 社債原簿……………三六二

第九項 社債の共有……………三六三

第十項 社債の移轉貸入……………三六四

第三款 社債権者集會……………三六五

第一項 社債権者集會の意義……………三六五

第二項 社債権者集會の種類……………三六六

第三項 社債権者集會の招集……………三六七

第四項 招集の手續……………三六八

第五項 社債権者の議決權……………三六九

第六項 決議の方法……………三七〇

第七項 決議の效力……………三七三

第八項 決議の執行……………三七四

第九項 利拂又は社債一部償還不履行と社債権者集會の決議……………三七六

第十項 社債権者集會の費用……………三七六

第十一項 發行會社の不正行為に對する訴……………三七八

第七節 定款の變更……………自三九四至四三三

第一款 總 說……………三九四

第一項 定款變更の意義……………三九四

第二項 定款變更の手續……………三九四

第二款 資本の變更……………三九八

第一項 總 說……………三九八

第二項 資本の増加……………四〇〇

第三項 資本増加無効の訴……………四〇八

第三款 轉 換 株 式……………四一〇

第四款 轉 換 社 債……………四二二

第五款 資本増加後の財産取得制限……………四二五

第六款 資本の減少……………四二六

第一項 資本減少の手續……………四二六

第二項 資本減少無効の訴……………四二〇

第八節 會社の整理……………自四三三至四三八

第一款 總 說……………四三三

第二款 整理開始の申立……………四四

第三款 整理開始の命令……………四三五

第四款 整理の機關……………四二九

第五款 株金拂込の便法及び相殺禁止……………四三三

第六款 發起人・取締役・監査役に對する損害賠償請求權の査定異議の訴……………四三六

第七款 整理終結の決定、又は整理開始の命令取消の登記……………四三七

第八款 和議及び破産の宣告……………四三八

第九節 解 散……………自四三九
至四六六

第一款 總 說……………四三九

第二款 合併手續……………四四三

第十節 清 算……………自四六六
至五一

第一款 總 說……………四六六

第一項 清算の意義……………四六六

第二項 清算規定の強行性……………四六七

第三項 清 算 人……………四六七

第四項 清算人の職務……………四七五

第五項 清算人の權限……………四七九

第六項 清算人の職務執行の停止及び職務代行者……………四八〇

第七項 書類の保存……………四八一

第二款 特 別 清 算……………四八一

第一項 總 說……………四八一

第二項 特別清算の概念……………四八二

第三項 特別清算開始の申立及び事由通告……………四八三

第四項 特別清算開始命令の效力……………四八五

第五項 特別清算の實行上裁判所の爲す處分……………四八七

第六項 清算人の義務及び職務權限……………四九一

第七項 債權者集會……………四九七

第八項 監 査 委 員……………五〇〇

第九項 特別清算に於ける株金拂込の便法及び相殺の禁止……………五〇二

第十項 特別清算の終結……………五〇二

第十一項 會社設立の無効……………五〇三

第三章 株式合資會社……………自五三

第一節 總 說……………自五三

第二節 會社の設立……………自五五

第三節 會社の機關……………自五八

第四節 解 散……………自五〇

第五節 清 算……………自五〇

第六節 組織の變更……………自五一

第四章 外國會社……………自五三

至五三

第一節 外國會社の意義……………自五七

至五三

第一款 總 說……………自五七

第二款 外國會社の意義……………自五七

第二節 外國會社の支店設置……………自五〇

至五〇

第三節 外國會社の株券又は債券……………自五〇

至五〇

第四節 外國會社の閉鎖命令……………自五一

至五一

第五節 清算開始命令……………自五一

至五一

第五章 罰 則……………自五二

至五二

第一節 總 說……………自五二

至五二

第二節 制裁の種類……………自五二

至五二

第三節 制裁及び制裁を受くべき者と其の行爲……………自五
至五

一、創立總會の實際……………自二六
至二二

一、定時總會の實際……………自二三
至二八

株式會社 設立清算實務 必携——(目次終)——

書式目次

第一號	承諾書其ノ一(發起人ノ發起承諾書)……………	四
第二號	承諾書其ノ二(賛成人ノ賛成承諾書)……………	四五
第三號	發起人規約書其ノ一(發起人間ノ規約)……………	四六
第四號	發起人規約書其ノ二(同前)……………	四七
第五號	委任狀其ノ一(發起人ノ創立事務ニ關スル委任狀)……………	四八
第六號	委任狀其ノ二(同前)……………	四九
第七號	定款其ノ一(株式會社ノ分)……………	四九
第八號	委任狀其ノ三(公證人ノ認證ヲ受クルニ要スル委任狀)……………	五
第九號	取締役及ビ監査役選任決議書(發起設立ノ場合)……………	五六
第十號	株式會社第一回拂込ニ付検査役選任申請(發起設立ノ場合)……………	六〇
第十一號	株式申込證書……………	六五
第十二號	印鑑……………	七〇
第十三號	株式割當通知書(發起人賛成人ニ對スルモノ)……………	七〇

書式目次

第十四號 通知書其ノ一(割増金附キ募入通知書).....七二

第十五號 通知書其ノ二(募入通知書).....七三

第十六號 株式申込證據金受領證.....七三

第十七號 第一回拂込株金領收報告書.....七三

第十八號 右領收控記入カード.....七三

第十九號 株式申込證據金並ニ割増金領收書.....七四

第二十號 株式申込證據金並ニ割増金領收報告書.....七五

第二十一號 右領收控記入カード.....七五

第二十二號 株式募集狀.....七五

第二十三號 株式會社起業目論目書.....八三

第二十四號 許可申請(株金保管替及ビ拂込銀行變更ニ付テ).....八四

第二十五號 第一回株金拂込催告書.....八五

第二十六號 第一回拂込株金領收書.....八六

第二十七號 第一回株金領收報告書.....八七

第二十八號 右領收控記入カード.....八八

第二十九號 引渡證(株金ニ代ル現物出資ニ依ル物件引渡證).....八九

第三十號 株金拂込催告及ビ失權ニ關スル通知.....九〇

第三十一號 催告狀(株式申込取消拂込金返還請求ノ催告).....九〇

第三十二號 訴狀(同前ノ訴).....九一

第三十三號 取締役及ビ監査役選任決議書(發起設立ノ場合).....九一

第三十四號 株金第一回拂込調査ニ付検査役選任ノ申請(同前).....九一

第三十五號 株式會社設立ニ付検査役選任申請(募集設立ノ場合).....九三

第三十六號 總會通知狀(創立總會ノ場合).....九三

第三十七號 會社創立事務報告書(募集設立ノ場合ニ發起人ノ爲スモノ).....九四

第三十八號 同報告書(取締役・監査役・検査役ノ爲スモノ).....九二

第三十九號 検査役選任決議書(創立總會ニ於イテ選任スル場合).....九四

第四十號 訴狀(發起人ニ對スル損害賠償ノ場合).....九五

第四十一號 訴狀(決議取消ノ訴).....九六

第四十二號 擔保請求書.....九七

第四十三號 株式會社設立登記申請其ノ一(發起設立ノ場合).....九三

第四十四號 軌道特許申請.....九四

第四十五號 自動車運輸業許可申請.....九五

書式目次

書式目次

二二

第四十六號 株式會社設立登記申請其ノ二(募集設立ノ場合).....一三六

第四十七號 株式會社支店設立登記申請(會社設立ト同時ニ支店ヲ設ケ
其ノ支店所在地ニ於イテ登記スル場合).....一三六

第四十八號 株式會社支店設立登記申請(會社設立後株主總會ノ
決議ニ基ク支店設立ノ場合).....一三〇

第四十九號 株式會社支店設立登記申請(支店設立ヲ本店所在地ニ
於イテスル場合).....一三一

第五十號 株式會社登記變更申請(重役ノ住所氏名變更登記).....一三一

第五十一號 商號變更登記申請.....一三二

第五十二號 本店移轉ノ登記申請.....一三三

第五十三號 支店移轉ノ登記申請.....一三三

第五十四號 會社ノ目的變更登記申請.....一三四

第五十五號 資本金額變更登記申請.....一三四

第五十六號 重役住所變更登記申請.....一三五

第五十七號 取締役變更登記申請.....一三六

第五十八號 合併ニ因ル變更登記申請.....一三六

第五十九號 増資登記申請.....一三七

第六十號 減資登記申請.....一三八

第六十一號 監査役變更登記申請.....一三八

第六十二號 存立期間變更登記申請.....一三九

第六十三號 委任狀其ノ四(設立登記申請用).....一三九

第六十四號 印鑑御届(裁判所提出用).....一四〇

第六十五號 共有株式代表届.....一四〇

第六十六號 共有代表者變更届.....一四一

第六十七號 記名式株券(表面及ビ裏面).....一六一

第六十八號 株主名簿.....一六八

第六十九號 株金拂込催告書.....一六九

第七十號 株金拂込催告公告.....一六九

第七十一號 株式名義書換請求書其ノ一(裏書讓渡用).....一七〇

第七十二號 株式名義書換請求書其ノ二(白紙委任狀附用).....一七一

第七十三號 承諾書(質權提供ノ場合).....一七一

第七十四號 株券質入書.....一七二

書式目次

二三

第七十五號 質權設定表示請求書……………一七三

第七十六號 質權設定株券表示……………一七三

第七十七號 質權設定株主名簿表示……………一七四

第七十八號 株金第三回拂込受領證……………一七四

第七十九號 株金拂込催告書並ニ株式處分豫告狀……………一七五

第八十號 株式處分豫告狀……………一七六

第八十一號 株金拂込及ビ失權ニ付通知公告……………一七七

第八十二號 株式讓渡人ニ對スル株式處分通知書……………一七八

第八十三號 株主轉居屆……………一七九

第八十四號 株主改印屆……………一七九

第八十五號 委任狀其ノ五(株式ニ關スルモノ)……………一七九

第八十六號 株券提供通知書(株主ニ對スルモノ)……………一八〇

第八十七號 株券提供催告書(質權者ニ對スルモノ)……………一八一

第八十八號 提供株券受領證……………一八一

第八十九號 株式處分拂込株金不足額辨償金請求書……………一八二

第九十號 失權株式競賣委任狀……………一八三

第九十一號 株式處分利得剩餘金拂戻通知書……………一八四

第九十二號 株式處分剩餘金領收書……………一八五

第九十三號 記名有價證券書換及ビ必要ナル陳述ヲ爲ス權利附與ノ申請
(執達吏ヨリ申請)……………一八五

第九十四號 株式名義書換請求書……………一八六

第九十五號 訴狀(株式競賣々上金不足額請求ノ訴)……………一八七

第九十六號 株式失權公告……………一八九

第九十七號 株券名義書換停止公告……………一八九

第九十八號 請求書(記名株式ヲ無記名式ニ變更)……………一九〇

第九十九號 株券分割(併合)請求書……………一九〇

第 百 號 株主後見人(又ハ親權者)屆……………一九一

第 百 一 號 株券毀損ニ付新株券交付請求書……………一九二

第 百 二 號 株券紛失又ハ盜難公告……………一九三

第 百 三 號 株券喪失ニ付新株券交付請求書……………一九三

第 百 四 號 公示催告申立(同前)……………一九四

第 百 五 號 除權判決ノ申立(同前)……………一九四

第百六號 訴狀(除權判決不服ノ場合).....二五

第百七號 株主總會招集通知狀.....二六

第百八號 株式名義書換停止公告(總會ニ付).....二六

第百九號 株主總會開催公告.....二六

第百十號 株主總會招集請求(少數株主權ノ行使).....二六

第百十一號 株主總會招集許可申請(同前).....二六

第百十二號 株主總會招集通知書(會社合併ニ付臨時株主總會開催ニ付).....二六

第百十三號 會社合併(事前)公告.....二六

第百十四號 會社合併(事後)公告.....二六

第百十五號 検査役選任決議書.....二六

第百十六號 委任狀其ノ六(株主總會出席用).....二六

第百十七號 株主總會決議取消ノ訴.....二六

第百十八號 擔保請求(前號訴訟ノ場合).....二六

第百十九號 公告(決議取消ノ訴及ビ口頭辯論期日ニ付).....二六

第百二十號 決議無効確認ノ訴狀.....二六

第百二十一號 株式原簿.....二六

第百二十二號 認許決議書其ノ一(取締役ニ對シテ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル
商行為ヲ許ス場合).....二四

第百二十三號 決議書(取締役ノ爲シタル商行為ヲ會社ノタメニ
爲シタルモノト看做ス場合ノ第一例).....二四

第百二十四號 決議書(取締役ニ對シテ訴ヲ起ス場合).....二四

第百二十五號 決議書(監査役ニ對シテ同前).....二四

第百二十六號 株主總會議事録.....二四

第百二十七號 假決議ノ趣旨及ビ通知.....二四

第百二十八號 假處分命令申請(株主權行使妨害禁止失權手續停止ニ付).....二四

第百二十九號 假處分命令申請(株主總會決議執行竝ニ株主權失權手續執行停止ニ付).....二四

第百三十號 假處分命令申請(株式失權手續停止ニ付).....二四

第百三十一號 株式會社取締役選任登記申請.....二四

第百三十二號 取締役改選登記申請.....二四

第百三十三號 決議書其ノ一(取締役ニ對シテ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル
商行為ヲ爲スコトヲ認許スル場合).....二四

第百三十四號 決議書(取締役ノ爲シタル商行為ヲ.....二四

會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做ス場合ノ第二例).....二七九

第三百三十五號 承諾書(取締役ガ其ノ會社ト取引ヲ爲スニ付).....二八〇

第三百三十六號 催告狀(取締役ガ監査役ニ對シテ承認ヲ求ムルニ付).....二八〇

第三百三十七號 通知書(監査役不承認ニ付).....二八一

第三百三十八號 取締役解任ニ付選任登記申請.....二八一

第三百三十九號 訴狀(取締役解任ノ爲メニ生ジタル損害賠償請求ニ付).....二八二

第四百號 決議書(取締役ニ對シテ訴ヲ起スニ付).....二八四

第四百一號 請求書(少數株主權者ガ取締役ニ對スル訴訟提起ニ付).....二八五

第四百二號 擔保請求書(監査役ヨリ少數株主權者ニ對シテ前號ノ場合ニ於イテ).....二八六

第四百三號 訴狀(監査役ヨリ取締役ニ對スル訴).....二八七

第四百四號 假處分命令申請(取締役職務執行停止ニ付).....二八八

第四百五號 決議書(支配人選任又ハ解任ニ付).....二九三

第四百六號 支配人選任登記申請.....二九三

第四百七號 支配人解任(又ハ代理權消滅ニ付登記申請).....二九五

第四百八號 支配人登記變更申請其ノ一.....二九六

第四百九號 同前 其ノ二.....二九六

第三百五十號 決議書(監査役ニ對シテ訴ヲ起スニ付).....三〇五

第三百五十一號 訴狀(會社ヨリ監査役ニ對スル損害賠償ニ付).....三〇六

第三百五十二號 検査役選任申請(會社業務及ビ財産調査ニ付).....三一三

第三百五十三號 検査役ノ調査報告書.....三一五

第三百五十四號 財産目錄.....三一七

第三百五十五號 貸借對照表其ノ一、其ノ二.....三一九

第三百五十六號 損益計算書.....三四二

第三百五十七號 營業報告書.....三四三

第三百五十八號 準備金及ビ利益金處分案.....三四四

第三百五十九號 利益配當通知書.....三四四

第六十號 利益配當金受領證.....三四五

第六十一號 債權差押命令申請.....三四五

第六十二號 轉付命令申請.....三四六

第六十三號 社債募集決議書.....三七九

第六十四號 社債募集公告(自己發行ノ場合).....三八〇

第六十五號 擔保附社債募集公告.....三八一

第百六十六號 社債申込證其ノ一(會社ガ自ラ募集スル場合)……………三八二

第百六十七號 社債申込證其ノ二(他ノ會社ニ委託シテ募集スル場合)……………三八四

第百六十八號 催告書(社債金額拂込ニ付)……………三五五

第百六十九號 請求書其ノ一(社債取得ヲ社債券及ビ其ノ原簿ニ記載スルニ付)……………三八六

第百七十號 請求書其ノ二(記名式債券ヲ無記名式債券ニ變更スルニ付)……………三八六

第百七十一號 社債償還公告……………三五七

第百七十二號 債券買入消却公告……………三八七

第百七十三號 社債登記申請(社債募集拂込ニ付)……………三八七

第百七十四號 社債變更申請……………三八九

第百七十五號 社債償還登記申請……………三九〇

第百七十六號 社債原簿……………三九一

第百七十七號 社債券表面・裏面……………三九五

第百七十八號 株式轉換請求書……………四二二

第百七十九號 株券預り證……………四二二

第百八十號 轉換ニ因ル株式増減登記申請……………四三三

第百八十一號 解散決議書(解散決議ト同時ニ清算人ヲ選任スル場合)……………四五三

第百八十二號 株式會社合併契約書其ノ一(併呑合併ノ場合)……………四五四

第百八十三號 株式會社合併契約書其ノ二(設立「新設」合併ノ場合)……………四五七

第百八十四號 催告狀(會社ノ吸收「併呑」合併ニ關シテ債權者ニ發スルモノ)……………四六〇

第百八十五號 承諾書(合併ニ關スル催告狀ニ對スル回答)……………四六〇

第百八十六號 合併公告(合併ニ關スル公告)……………四六一

第百八十七號 株式會社解散登記申請……………四六一

第百八十八號 株式會社合併ニ因ル資本増加登記申請(吸收合併ニ因ル資本増加登記)……………四六二

第百八十九號 合併ニ依ル株式會社設立登記申請(新設合併ノ場合ノモノ)……………四六四

第百九十號 債權申出公告(解散ノ場合ニ於イテ爲スモノ)……………四六七

第百九十一號 株式會社清算人選任決議書……………四七七

第百九十二號 株式會社清算人選任申請(監査役ヨリ裁判所ニ)……………四七八

第百九十三號 株式會社清算人解任決議書……………五〇九

第百九十四號 株式會社清算人解任申請……………五二〇

第百九十五號 株式會社清算人選任ニ付登記申請(株主總會ニ於ケル選任ノ場合)……………五二一

第百九十六號 株式會社清算人變更登記申請(清算人死亡又ハ辭任ノ場合)……………五二二

第百九十七號 株式會社清算人解任登記申請……………五二五

第百九十八號 株式會社清算人任務終了承認要求書……………五四

第百九十九號 株式會社清算終了登記申請……………五五

第一百號 破産宣告ノ申立(債權者ヨリ爲ス場合)……………五五

第二百一號 破産宣告ノ申立(取締役全員方會社ノ爲メ自ラ進ムデ爲ス場合)……………五八

第二百二號 株式會社帳簿信書計算書類保存者選任申請……………五二

第二百三號 定款其ノ二(株式合資會社ノ分)……………五三

第二百四號 株式合資會社設立登記申請……………五四

第二百五號 株式合資會社合併ニ依ル登記申請……………五四

書式目次終

第一章 株式會社の豫備知識

第一節 會社の意義

第一款 會社の經濟上の意義



總べて規模の大なる事業の經營には、人力及び財力の合同を要し、其の合同の力に依る經營を團體經營と云ふが、之が趣旨とするところは、人材の集中と、資本の合同と、危険の分割即ち損失の分配とにあつて、是等經濟上の諸作用は、結局其の團體經營に参加する社員一同を利することとなり、延いては此の團體組織の活動が、社會・國家・人類の福祉を増進することとなり、又之が法の根據を得て組成分子たる各個の社員を離れて、其等とは全然別に一個の人格として存在し、有機的存在なる自然人と等しく、人格者として永續性の生命を保ち、社員各個の死亡、乃至脱退に關係なく、其の目的とする事業を遂行するものであつて、此の意味に於ける會社は、

「會社とは、人力及び財力を合同して、大規模の事業の經營に當り、危険を多數者に分配して各自の損失の減少を計り、兼ねて社會・國家・人類の福祉増進に貢獻せんとする永續的團體なり。」

と、定義すべきものであります。兼ねて社會・國家・人類の福祉増進に貢獻せんとすると云ふことは、今迄如何なる學者も唱へぬところであり、斯くては公益法人ではないかとの非難もあらうかなれども、苟くも會社として、少くとも幾萬圓、多きは幾百萬圓、幾千萬圓、更に巨大なるは幾億圓の巨資を擁して經濟界に雄飛し、其の重鎮たらんとするものが、市井の三毛商人のそれの如く、銖銖を争ふことにのみ汲々とし、社會・國家乃至人類の福祉と全然無關係の地位に立つを許さぬのであつて、茲に吾人が兼ねて以下を、特に附記した所以であります。

第二款 會社の法律上の意義

會社の法律上の意義は、改正會社法第五十二條第一項、及び第五十四條第一項が明にして居ります。即ち「會社とは商行爲を爲すを業とする目的を以て設立したる社團法人を謂ふ。」

と規定して居ります。即ち

第一 會社は社團なり。

社團とは二人以上相集つて組成された、團體であるとの謂であります。即ち二人以上の社員が存在が、會社の成立條件であり又存續條件であります。(但し改正會社法は一人會社をも認む。)

第二 商行爲を爲すを業とす。

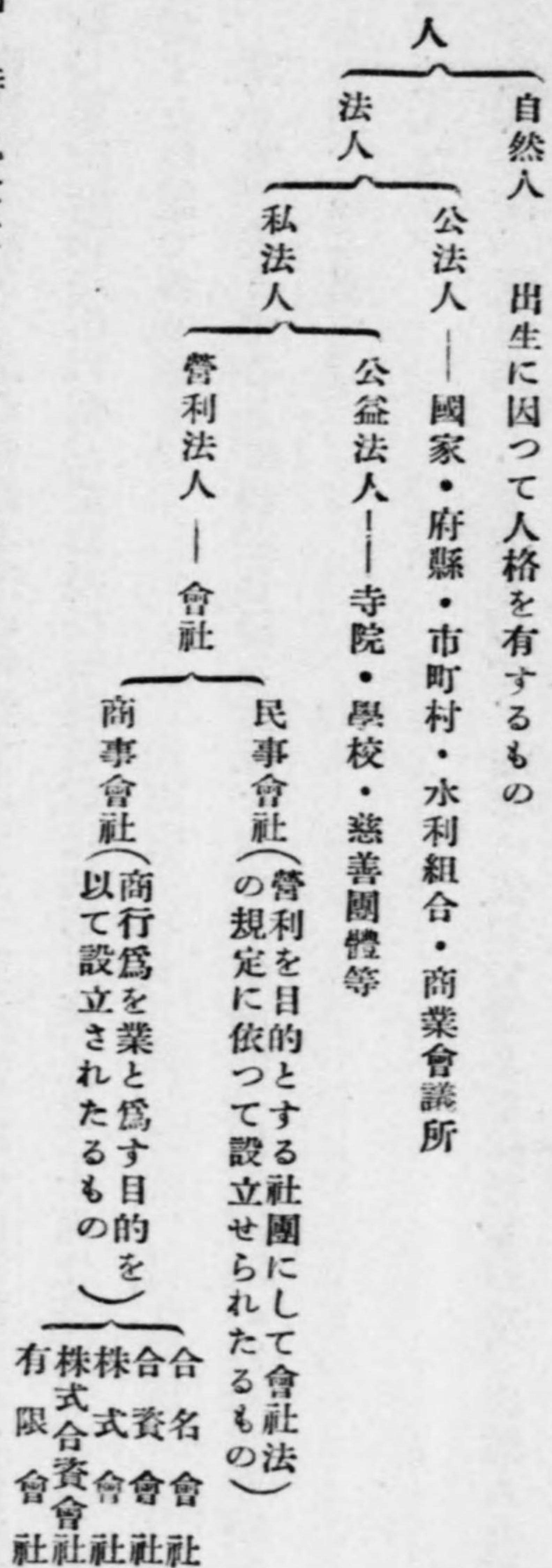
一 商行爲を爲す。之が會社本來の特質であつて、商法第三篇に商行爲として列擧せられたるもの、及び信託法第六條、並に擔保附社債信託法第三條、第二十九條等に規定してある商行爲を爲すとの謂であります。

二 業とす。業とするとは利益を得る意思を以て、集團的に同形同種の商行爲を繰り返して爲すとの謂であります。

第三 法人なり。

抑々法人とは、權利義務の主體として、法律に依つて認められたもので、自然人と同じく其の目的の範圍内に於いては、人格を有して居るとの謂であります。

會社の法律上の地位を表示すれば、次の如きものであります。



第四 特に設立せられたるものなり。

商行爲を爲すを業として、特に設立せられたるものなるを要します。故に國家・市町村等の公團體は、鐵道業・運送業・自動車業・電氣・瓦斯供給事業等の商行爲を營むことがあつても、是等の團體は歴史的の存在で、特に如上の業務の目的の爲めに設立したものでないから、會社とは謂ひ得ないのであります。

以上は本來の會社、純然たる會社即ち商事會社であります、更に第五十二條第二項を以て、

「營利を目的とする社團にして、本編の規定に依り設立したるものは、商行爲を爲すを業とせざるも、之を會社と看做す。」

と規定し、鑛物の採掘・海草の採集・漁業・造林・牧畜等の事業を營むものは、茲に謂ふ商行爲を爲すを業とするものではないが、會社法の規定に依つて設立されたるものは、皆之を會社と看做し、本來の會社と同様に、會社法が適用されるのであります。學者は此の種の會社を民事會社と稱へ、本來の會社を商事會社と稱へるのであります。

之を要するに會社法上の會社には、商事會社と民事會社との二種あるが、共に等しく會社法の適用を受けるのであります。

會社法第五十二條第二項、及び商法第六條、その他に見る看做すとは、推定すに對する法律の術語で、斷定・限定・強制的意を表はし、一定の事實に對して下すところの確定推斷で、法が絶對強制を要求し、反對證據を擧げて、之を争ふことを許さぬのであります。故に看做すとあるからには、絶對に、それに服従し、否應なしに看做されねばならぬのであります。

第二節 會社法の概念

第一款 會社法の實質的意義

抑々會社法とは何ぞやと問はるゝなれば、實質、形式の兩方面より解答すべきで、先づ之が實質的意義を釋ぬれば、

「會社法とは、會社に關する種々の法規なり。」
と云ふことが出來ます。

第二款 會社法の形式的意義

又之が形式的意義を釋ぬれば、

「會社法とは、會社法又は直接に會社に關する法規として、規定せられたる成文法なり。」
と云ふことが出來ます。

成文法とは不文法、自然法、若しくは慣習法に對する法律の術語で、讀んで字の如く、立法上正規の手續を経て、制定公布したる文字文章より成る箇條書の法規の謂であります。故に此の意義に於ける會社法は、第七十三議會に於いて立法され、昭和十三年四月四日附を以て（同五日の官報に掲載）公布された、商法第二編の法條を指すのであります。

右は一般の會社に對する會社法の定義であります。特殊會社の爲めに設定された法律も、亦會社の爲めに特在するもので、其の會社に對する法規、即ち會社法と云ひ得るのであります。併し一概に會社法と云ふ場合には、商法第二篇、會社に關する法規、即ち商法第五十二條乃至第五百條の法規を指稱するのであります。

第三節 我が國會社法及び會社の沿革

第一款 單行法時代

明治維新頃までは會社がなく、従つて會社法もありません。當時までは各藩自身に於いて、鐵

山業とか、海運業とか云ふ有望なる事業で、比較的大資本を要するものは、之を直營致したのであります。

幕末から明治の初年に亘つて、今日の會社組織に似たものはありませんが、未だ以て會社と稱するには足らぬもので、寧ろ組合組織に過ぎなかつたのであります。我が國に於いて眞の會社と稱すべきものは、明治五年初めて國立銀行條例の發布に依つて設立を見るに至り、同七年株式條例の制定があり、其の後漸を追つて會社に關する單行法が制定され、夫々個別的に特有なる會社が、特許又は免許に依つて設立され、以て舊商法時代に入つたのであります。

第二款 舊商法時代

會社に關する全般的の法規が制定されたのは、明治二十六年七月一日から實施された、舊商法を以て嚆矢と爲すのであります。此の法律に於いて初めて合名會社・合資會社・株式會社の三種の會社が認められ、之が設立に就いては、免許主義を採用したのであります。

第三款 現行商法時代

其の後明治三十二年に、現行商法が施行され、其の後幾回かの改正が行はれ、就中明治四十四年に大改正があつて、株式合資會社の制度が新設されたのであります。次いで世界大戰以來、社會状態が激變したために、會社法が世態の實情に副はなくなり、之が運用上種々の支障を來すに至つたので、政府民間共に根本的改正の必要を切感し、商法第一編總則と併せて第二編會社法改正を法制審議會の議決に附することとなり、依つて法制審議會は、慎重審議の結果、昭和六年七月商法總則編、會社編の改正要項を議決して、其の結果を内閣に報告したのであります。斯くて一方司法省に於いては内閣總理大臣から、如上の答申の移牒を受けて、昭和七年十月三十一日、商法改正委員會を組織して鋭意之が改正に當り、爾來四星霜を閲して、昭和十年十二月法案全部を脱稿し、第七十三議會に提出し通過して、昭和十三年四月四日（同年四月五日の官報で）公布されたのであります。

因に從來の會社法は、商法總則と併せて二百六十二ヶ條の正條から成つて居つたのであります

が、改正法は時代の進運に伴ふ諸般の規定を設け、商法總則と併せて五百ヶ條と爲し約二倍加したのであります。

尙此の外に別に單行法として、有限會社法を制定し、彼此相俟つて現社會の經濟生活に適應し更に進んで社會、國家乃至人類の福祉増進に貢獻せんことを期するものであります。

尙會社は勿論營利法人ではありませんが、之を唯に營利に汲々たる我利々々主義で、腐肉を争ふ野良犬の如く見ることは、這間に大なる錯覺が存するのでありまして、現代の會社は、そんな貪慾低級の思想の持主であつてはなりません。

第四節 會社に關する法令其他

第一款 特別法規

特殊の會社に就いては、夫々固有の特別法があつて、先づ之が第一順位に適用されるのであります。之を例へば銀行に關しては、銀行法・貯蓄銀行法・日本銀行條例・日本勸業銀行法・農工

銀行法等々があり、交通に關しては南滿洲鐵道株式會社に關する勅令・地方鐵道法・軌道法等々があり、其他取引所法・保險業法・無盡業法・信託業法、及び日本産金株式會社法・北支那開發株式會社法・中支那振興株式會社法・日本發送電株式會社法等々があつて、「特別法は普通法に勝つ。」との法律本來の原則に従つて、是等の特別法が夫々其の固有の會社に對し、優先して先づ適用されて居ります。

第二款 會社法

商法第二編は、之を稱して會社法と謂ふを得べく、一般の會社に關する法規なるを以て、普通一般の會社、即ち商事會社と民事會社とに、第一順位に適用されるのであります。

第三款 會社法以外の商法々規

會社は法律上認められた社團法人で、謂はゞ商人なるが故に、商法の規定が當然適用されるのであります。

第四款 商慣習法及び民法

特別法及び商法に規定なき事項に就いては、商慣習法が會社に適用されるのであります。商慣習法とは成文法に對する名稱で、法規制定の正規の手續を採らず、商取引の實際上、幾回となく繰り返して行はれ、社會通念が法規と同一の効力を附與するに至つた、所謂不文法であります。又判例も慣習法の淵源となるのであります。之を要するに商慣習法とは、商事に關する慣習及び判例等が、主權者の默認に依つて法規と成つたものであります。

次に民法の法規も亦會社に適用され、商法第一條に商慣習なきときは、民法を適用すと規定して居ります。

第五款 判例

判例、就中上級裁判所の下した判例は、實際上法規と同じき性能を有し、慣習法とは別に、準法規と成つて適用されるのであります。

第六款 條理

如何に聰明なる立法者と雖も、日進月歩の今日の時代に於いて、數年乃至數十年のことは豫期し難く、従つて法規制定後起る事毎の新事件には、時に法規の正條乃至慣習法及び判例等の適用すべきものなきことあるべく、斯かる場合には條理に基いて判斷を下し、以て處理するの外はなく、斯くて條理は又會社法の不備を補充するに適用されるのであります。

第五節 會社の種類

我が國の現行法に於ては五種類の會社があり、而して此の五種に制限されて居ります(第五三條及び有限會社法)が、尙(一)會社の目的の上からは商事會社と民事會社の別を生じ、(二)會社の國籍に依つては、内國會社、外國會社の別を生じ、(四)會社を支配する法律の上からは、特別法に據る會社と、然らざる會社との別を生ずるのであります。

第一款 合名會社

無限責任社員、即ち全部が無限に債務責任を負ふ社員を以て、組織された會社であります。

第二款 合資會社

無限責任社員と、有限責任社員、即ち無限に責任を負ふ社員と、一定の出資を限度として責任を負ふ社員との兩者を以て組織された會社であります。

第三款 株式會社

株式會社は、有限責任社員たる株主のみを以て、組織された會社であります。

第四款 株式合資會社

無限責任社員と、株主とを以て組織された會社であります。

第五款 有限會社

株式會社は大資本を擁して大事業を営み、株主の數も従つて大多數にして、地位職業に於ても知識程度に於いても廣範圍に渉るを常態とし、而も現代經濟界の趨勢は益々其の傾向が顯著と成つて來て、將來更に一層顯著ならんとするので、改正會社法は之に鑑みて、主として此の種の大會社を對象として制定されたのであります。併し社會の實生活は、凡て單純なるを許さず、小資本、小事業、少株主の株式會社の存在をも、其の個數に於ては却つて多くを要求するのであります。因て立法者に於いては、時代の要求に鑑み、別に商法以外に單行法として、這般新に有限會社法を制定し、有限會社を認むることゝなりました。

有限會社に就いては、別著として詳細に述ぶることに致しますが、大要次の如きものであります。

第一 設立手續が簡易なること。

第二 社員の總數五十人以下なること(有限會社法、第八條)。

第三 資本額は一萬圓を下るを得ざること(同、第九條)。

第四 出資一口の金額は均一とし、百圓を下るを得ざること(同、第一〇條)。

第五 監査役を任意機關とすること(同、第三三條)。

第六 總會の招集及び決議方法の簡易なること(同、第二六條・第四二條等)。

等を初めとして種々の簡易性の特色を有して、一方には單行法たる有限會社特有の規定に違ふのではあるが、他方又一般の株式會社と同じく、商法第二編、就中特に第四章、株式會社に関する多數の法條の規定の適用を受ける一種特有の株式會社であります。

第六節 會社の設立

第一款 會社の設立制度

第一項 總 說

會社の設立には、左の諸制度がありますが我が國に於いては、特殊の會社に對しては、特許主

義を採用し、公益法人及び或種の會社には、免除主義或は許可主義を留保して居りますが、一般の會社には、左の如く準則主義を採用して居ります。

因に特許とは、一般に許されざることを、特別の事案に、特別の詮議を以て、特定の或人のみ差許す行政處分即ち官廳の行爲であります。又一般に斯々爲すべしと命じた行爲を、或特別の場合に限つて、其の命令を解いて其の行爲を爲さなくとも宜しいと云つて、差許す官廳の行爲を免除と云ひ、一般に禁止した行爲を或特別の場合に限つて、其の禁止を解いて、行爲を爲しても宜しいと許す官廳の行爲を、許可と云ふのであります。此の免除と許可とを併せて、通常免許と呼ぶのであります。以上の如くであります。特許、免除、許可の三術語は、通俗には往々にして極めて曖昧に用ゐられる名稱であります。

第二項 自由主義

法律が何等の制限をも加へず、一定の多數人が目的を定めて、社團に關する規則即ち定款を作成すれば、それで商人として一人歩きの出来る、會社が成立すると云ふ主義であります。我が國に於いては此の主義は、全然採用致して居りません。

第三項 特許主義

國家が事毎に法令を制定して、個別的に許可することに依つて、初めて會社が成立すると云ふ主義で、日本産金振興株式會社・北支那開發株式會社・中支那振興株式會社・日本銀行・横濱正金銀行・臺灣銀行・日本興業銀行等を初として、その他幾多の會社が此の主義に依つて現に設立され、盛大に事業を營んで居ります。

第四項 免許主義

豫め一定特殊の法規が制定されて居つて、其の法規に則り、會社を設立するのであつて、此の點に於いては次の制度と異らぬが、之は其の設立の都度、行政處分に依つて免許を爲したる上、法人格を與へて、初めて會社の完成を認めると云ふ主義で、是に屬するものは、農工銀行・株式會社組織の取引所等であります。

第五項 準則主義

之は一定の法規に準據して、會社を設立する時は、法人格を附與すると云ふ主義で、是にも定款の作成に依つて、直に法人格を有するに至るものと、登記に依つて初めて會社の設立が完成し

法人格を有するに至るものとの二種の制度があり、改正會社法は後者の主義を採用し、登記を完了して、初めて法人格を有する會社が、出來上ると云ふ制度を採用したのであります。

第二款 會社設立の免許と營業の免許

會社設立の免許と、營業の免許とは、截然區別せねばならぬ觀念であります。前者は會社設立それ自體の免許であるが、後者は會社設立それ自體には何の關係もなく、唯營業上から其の組織及び資本金額の最低限度等に關し、免許を受くるに必要な資格を定め、又特別の監督に服せしむるもので、之が實例は無盡會社・有價證券割賦販賣會社・保險會社・貯蓄銀行・地方鐵道會社等であります。

第三款 會社設立の手續

株式會社の設立に就いては、章を更めて詳細なる説明を致すこととし、此處には一般の會社の設立に就いて唯單に其の概要だけを述べて置きます。

第一項 會社設立の基礎

自然人は出生に因つて人格を享有するが、會社は社員の意思に基いて團體が組織され、其の團體が一定の目的のために支障なく、業務を遂行する活動を繼續し得る状態に及んで、法が之に初めて人格を附與するのであつて、會社たるには、先づ會社たるの基礎を要するのであります。

第二項 會社設立の法律上の性質

會社を設立する行爲は、一種の組合契約であると云ふ契約説が、從來唱導されました。又大審院も斯説に依つて判決を下し、それが判例と成つて廣く行はれたが、最近の學説は之を否認せんと致し、幾多の反對説もありますが、要するに會社設立行爲は、先づ組合契約があつて、之を前提として更に其の上に、他の行爲が加はつたものであります。

第四款 定款の作成

總べて會社の成立には、定款の作成を必要條件と致します。

第五款 官廳の免許

會社中の或ものには、其の設立乃至營業に就いて、官廳の免許を必要とするものなること、前述の如くであります。即ち株式會社組織の取引所設立に商工大臣の免許を要し、農工銀行の設立に大藏大臣の免許を要し、その他本節第二款等の例でありまして、或特殊の會社の設立には、其の設立の一段階として、是非とも此の手續を執らねばならぬのであります。斯くて此の免許が得られませんければ、之を目的とする會社の設立は、結局不成立に終るのであります。

第六款 會社設立の登記

會社設立の登記とは、既に事實として會社の基礎の出來上つたものを、登記に依つて完全に成立させ、以て人格を附與するのであります。

從來の制度に於いては、登記は會社の成立と存在とを、廣く世に知らしめる爲めの公示條件に過ぎませんでした。改正會社法に於いては、之を會社成立の必要條件と致したのであります。

(第五七條)。

第七節 社員の資格

會社は社團法人であるから、之が組成分子たる社員（株式會社にありては株主と云ふ）の存在を、先づ以て必要條件と致します。即ち社員の無い會社は存在致しません。社員たるの資格は、設立行為に參與して加入するか、或は設立後に於いて社員権を取得するか、又は新入社に因つて組織分子と成るか、其の一に由らねばなりません。

又社員と成り得る能力に就いて、自然人は當然其の資格を有し、能力者たると無能力者たるとを問はぬのであります。會社の無限責任社員と爲ることを許されたる未成年者又は妻は、社員たる資格に基く行為に關しては之を能力者と看做されるのであります。唯破産の宣告を受け、未だ復権を得ない者、及び家資分散若くは身代限りの處分を受けて、其の債務を完済せざる者は、無限責任社員たることを得ません。禁治産、準禁治産は無限責任社員の退社の原因ではありませんが

無限責任社員たるには妨なく、又自然人が株式會社の社員、即ち株主と成るには、何等の制限もありません。外國人も亦法令に特別の制限なき限りは、社員たるに妨ないのであります。

會社は其の定款の定むる目的の範圍内に於いて、他の會社の社員たることを得べく、現に資金運用の方法として他の會社の株式を取得することは、極めて普通の事例で、一般に行はれて居るのであります。唯會社が他の會社の無限責任社員と成ることだけは、條文を以て禁じられて居ります(第五五條)。

第八節 會社の合併

第一款 總 說

會社は合併を爲すことが出來ます(第五六條第一項)。會社の合併は、先づ第一に營業費を節約し又規模を擴張して競争の弾力性を増大すると共に、一方には無益なる小競争の弊を矯め、時に倒壊せんとする會社を救つて損害を未然に防ぐ等々と、種々の經濟的事由に基くものなるも、要す

るに法律に定めたる清算手續を履行することなしに、會社財産を有利に處分せしむることを、目的とするものであります。

會社の清算に當り、未結了の法律關係を處理し、財産を現金に換價して債務の辨濟に充てる等は、徒に費用を要するのみか、時に二束三文に賣拂はねばならず、斯くて換價上に多大なる損失を伴ふを常とし、以て會社財産就中株式會社の場合に在りては、其の財産の殆んど全部は、清算の場合に於ては兎角有耶無耶に、雲煙霧消して獨り清算人の私腹を肥やすのみに止ることは決して稀なりとせぬのであります。此の缺陷を補ひ、債權者乃至社員の權利を擁護し、更に財産の有利なる運用を期せんとして、茲に併合の制度を設けたのであります。而して之には併吞合併と新設合併との二者があります(第五六條第二項)。

第二款 併吞合併と新設合併

第一項 併吞合併

併吞合併は、又吸收合併とも云ひ、甲の會社を解散し、其の權利義務を承繼して、乙會社獨り

存續する場合の合併であります。

第二項 新設合併

新設合併は、又設立合併とも云ひ、甲乙等、二箇以上の會社が共に解散して、別に新なる丙會社を設立する場合であります。

第三款 合併後の會社

我が會社法は大體に於いて、合併自由の主義を採用し、合併を爲す會社の目的とする事業の異同を問はず、又會社の同種たると、異種たるとを論じませんが、唯合併後の會社に就いて、次の制限を設けて居ります。即ち

「會社は合併を爲すことを得。合併を爲す會社の一方又は双方が株式會社、若くは株式合資會社なるときは、合併後存續する會社、又は合併に因りて設立する會社は、株式會社又は株式合資會社たることを要す。」

と明文を以て規定されて居ります(第五六條第二項)。

第四款 新設合併の設立委員

新設合併の場合には、定款の作成、その他設立に關する行爲は、各會社に於いて選任したる設立委員が、共同して之を爲すことを要すと、規定してあります(第五六條第三項)。

尙設立委員選任には、合名會社、及び合資會社にありては總社員の同意、株主會社にあつては總株主數の過半數にして、且つ資本の半數以上に當る株主出席し、其の議決權の過半數を以て爲したる株主總會の決議、株式合資會社にありては、同上の株主總會の決議の外、更に無限責任社員の一致を要するのであります(第五六條第四項)。

第九節 會社の能力

第一款 會社の權利能力

會社は左の制限を受くるの外は、自然人と同じく總ての權利能力を有することが出來ます。

第一 法人の本質に因る制限。

即ち會社は法人なるが故に、親族法上、又は相續法上の權利及び身體生命に關する權利等、自然人にして初めて享有することを得べき權利は、之を有することは出來ませんが、是は當然のこととであります。

第二 目的に因る制限。

自然人と法人との權利能力は、其の範圍に於て著しき差異があるが、其の所以は、法人は自然人と異り、各個特有の目的を有して、其の目的の範圍内に於いてのみ、法人格を有するものなるが故に、其の享有する權利も、自ら其の範圍内に限られるのであります。自然人は其の存在即ち生存の目的を、或範圍に限定することは出來ないが、法人は之と異り、生存の目的範圍を、定款を以て自由に限定し得るのであります。従つて會社の權利能力は、其の定款に定めたる目的の範圍内に限るのであります。

第三 法令の規定に因る制限。

會社は更に法令に依つて、權利能力の制限を受くる場合があり、會社法第五十五條に、會社は

他の會社の無限責任社員たることを得ずと、規定するが如きは其の例であります。

以上の制限外の權利能力は、總て之を享有することが出來ます。即ち物權債權は勿論、商號權・商標權・特許權の如き所謂無形の財産權、及び團體的權利、即ち社員權、株主權等を有することが出來ます。又會社は公法上に於いても、訴願權・行政訴訟權・商業會議所の議員選舉權・同被選舉權等を有して居ります。

次に會社が名譽權を有するや否やに就いても、之を有すると爲すが通説であります。尤も之には反對説もあります。

第二款 會社の行爲能力

會社は行爲能力に就いても、前款第一乃至第三の制限を受くるの外は總て之を有すと爲すが、現今の通説と成つて居ります。

第三款 其の他の能力

法律は會社の不法行爲の能力を認めて居ります。故に會社が、他人に損害を與へた場合には、會社は其の不法行爲に因る、損害賠償の責を負はねばなりません。

會社は訴訟能力、犯罪能力をも有して居りますから、夫々機關に依つて訴訟することも出來ますし、又犯罪を敢てした場合には、自然人と同様な刑罰、即ち身體刑・生命刑等こそは科せられないが、罰金刑・業務停止・解散（會社の死刑）等の制裁が科せられるのであります。

第十節 會社の住所

會社の住所は、本店の所在地にあるものと定めてありますが、之は會社が他の會社の株主と成つた場合、裁判所の管轄を定める場合、債權債務の關係等に於いて、諸般の實益が存するを以て斯く規定したのであります（第五四條）。

第十一節 解散の命令

第一 會社が成立後正當の事由なくして、一年以内に開業を爲さず、又は一年以上營業を休止したるときは、裁判所は利害關係人、若くは檢事の請求に依り、又は職權を以て、其の解散を命ずることが出來ます(第五八條第一項)。

第二 會社の業務を執行する社員、取締役又は監査役が法令又は公の秩序、若くは善良の風俗に反する行爲を爲したる場合に於いて、會社の存立を許す可らざる事由なりと思料するときは、亦解散を命ずることが出來ます。茲に公の秩序に反する行爲を爲すとは、旅店若くは料理店營業の會社にしては、其の店内に賭場を開くことを業とし、又米穀賣買會社にして、空米相場を爲すが如き、或は出版會社にして、共產主義の雜誌書籍を發行する等は、會社の行爲が公の秩序に反するものであります。善良の風俗に反する行爲を爲すとは、旅店若くは、料理店を營業とする會社が賣淫を業とし、或は其の店舗を賣淫の用に供するが如き例であります(同條第二項)。

以上第一及び第二の場合共に、裁判所は解散の命令以前と雖も、利害關係人若くは檢事の請求に依り、又は職權を以て、管理人の選任、その他會社財産の保全に、必要なる處分を爲すことが出來ます(同條、第三項)。

利害關係人が解散の請求を爲す場合には、會社の請求あるときは、相當の擔保を供することを要し(第五九條)、又其の訴が却下せられたる場合に於いては、其の者に惡意又は重大なる過失ありたるときは、會社に對して連帶して、損害賠償の責を負はねばなりません(第六〇條)。

第二章 株式會社

第一節 總 說

第一款 株式會社の意義

「株式會社とは、一定の金額を以て表示せられたる資本金を有し、資本金が均等に一定の額面を有する株式に分割せられ、社員即ち株主は一定の出資義務を負ふも、第三者に對しては何等の義務をも負はない營利法人を謂ふ。」
のであります。

第一 株式會社は社團法人なり。

一 我が商法は總て會社を法人と定めたるが故に、其の法人たることは、會社に共通の觀念であるが、株式會社は特に法人たるの性能を顯著に具有して居ります。

二 株主の數に就いては、我が國從來の會社法は、七人を以て、設立及び存續の條件と定め、七人未滿に減ずるときは、會社は解散するものとしたが、改正會社法は設立には七人以上の發起人あることを要すとし(第一六五條)、存續の條件としては之を削除致しました。故に今後株主一人の一人會社も存するのでありますが、斯く致した所以は、無記名株券を發行した場合等には、それが賣買其の他の原因に依て、何時しか株主が七人以下となり、爲めに會社も株主も、又利害關係人も一向知らぬ間に會社が存在の根柢を失ふたと云ふ不都合、非合理の結果と成るからであります。

第二 株式會社は一定の金額を以て、表示せられたる資本金を有す。

此の點は合名會社や合資會社と異なる特色で、合名會社や合資會社にありては、各社員の出資額を定款に記載せしむるとは云へ、會社の資本金を一定の金額を以て表示せよとは法は要求せぬが株式會社にありては、一定の金額の資本金を定め、之を表示することを要求し、以て社會に對する公稱擔保の限界を明にして居ります(第一六六條第一項第三號)。

第三 資本金は均等に、一定の額面を有する株式に分割せらる(第一九九條)。

株式は總資本に對して、幾割とか、幾分の幾つとか云つた比例的のものでなく、必ず一定の金額を以て表示せられるのであるが、此の點に於いて株式は持分と異なるのであります。

第四 社員即ち株主は一定の出資義務を負ふ(第二〇〇條)。

其の一定の金額は原則として、株式の金額であるが、額面以上の金額を以て株式を引受けたるときは、其の金額の拂込義務を負ふのであつて、此の場合は會社の募入の都合上、拂込金は不一定となるのであります。

第五 株主は第三者に對し、何等の義務を負はず(同條)。

我が會社法上に於いては、株主をして第三者に對して、責任を負はしむるが如き會社を設立することは許されません。

尙株式會社の資本は、大は制限なきが故に幾億圓なるも可、又小は七人の發起人が、二十圓の株式を一株宛引受くるとして百四十圓の少資本にても、株式會社が成立するが、經濟常識として斯かる會社の存するを許さず。更に實際上の採算に於て、將た又株式會社本來の社會的職能に鑑みて、此の種の小會社は事實上到底存し得ない筈であります。

第二款 株式會社の社會的職能

株式會社は現代經濟界の花形である。近代科學の發達に伴ひ、大企業の勃興と共に、多額の資本を結合する必要を生じ、單獨企業や、比較的少數社員から成る合名會社、合資會社では、其の需要を滿すことが出来ない結果、發達した企業組織であつて、各種の會社中、團體企業の特色の最も顯著なるものであります。即ち社員たるの資格が、全く純資本的のものであるから、社員即ち株主の個人性は、會社の存在及び經營の上に反映するが如きことは、殆ど有り得ないのであります。従つて株式會社の存在上、特定の社員の存在及び個人の特性には、多くの期待を持たぬのであります。換言すれば資本の一部を出し得るものは、如何なる低能人でも、又不具、廢疾の者でも一向に支障なく、而して株主の責任は、出資した株金額に限られ、會社の財産は全然社員より獨立して會社財産を構成し、株主からは何等の拘束をも受けることなく、企業者としての職能を十分に發揮して、會社の隆昌を計る爲めに、専心自由の行動を執ることが出来るのであります。



第二節 株式會社の設立

第一款 總 說

株式會社を設立するには、合名會社及び合資會社に於けると同様に、會社組織の根柢となる規定、謂はゞ會社の憲法とも成るべき定款と、會社の基礎を成す出資社員が存在、即ち株主の存在を必要と致しますが、株主は株式の引受に依つて定まるものなるが故に、結局會社を設立するには、之が前提要件として、先づ定款の作成と株式の引受とを必要とし、此の二者を完備したるとき、初めて其處に株式會社が、事實としての存在を得るのであります。而して株式會社の設立には、發起設立と、募集設立との二つの場合があります。

第一項 發起 設立

發起設立は、又之を即時設立、同時設立、單純設立等とも云ひ、定款を作成すると同時に、發起人が株式の總數を引受くる場合の設立を云ふのであります(第一七〇條乃至第一七三條)。

第二項 募集 設立

募集設立は、又之を複雑設立、遞時設立、漸次設立等とも云ひ、發起人が株式總數の引受を爲さず、殘株に就いて株主を募集し、斯くて株式總數の引受があり、次いで第一回の拂込を爲さしめ、其の拂込が完了した時、發起人が遅滞なく創立總會を招集し、以て創立總會に於いて、設立手續の經過を調査したる結果を報告し、取締役及び監査役の選任を行つて、茲に創立總會を終結し、更に設立登記を爲すことに依つて、會社が初めて完全に成立するのであります(第一七四條乃至第一八七條)。

第二款 定款の作成

第一項 發 起 人

定款の作成者は、之を發起人と稱し、改正會社法に於ても、従前と同じく七人以上を要することに規定致しました(第一六五條)。

會社と雖も亦會社創立の發起人たることは、法の禁ずるところではありませんから、之に當る

ことが出来ませんが、既に述べたるが如く、會社は定款に定めたる目的の範圍内に於いてのみ、人格を有するものなるが故に、苟くも發起人たらんとする場合には、其の發起せんとする事業が、自己の定款に定めたる目的の範圍内に屬するや否やを、検討して判定せねばなりません。

會社の發起人は、定款に署名した者のみに限り、發起人同志の法律關係は、先づ其處に組合契約が存在するのであつて、會社設立に就いて、發起人各自は善良なる管理者の注意を以て其の設立を擔當することを要するであります。

定款の作成に參與したる者、即ち定款署名者は、事實上の發起事務に參畫せずとも、發起人であります。尙發起人は當然發起人として、株式を引受けねばならず（第一七五條第一項第三號）、尙且つ中途に於て脱退することが出来ません。又死亡して定員を缺いた場合には、相續人は之を承繼することが出来ませんから、新に更めて加入させるか、又別に他人を加入させる外ないのであります。

第二項 定 款

定款は之を實質的に見るときは、發起人の協議に依つて定まりたる、會社設立に關する内容の

事項であります。形式的には一定要式の書面なるが故に、其の協議事項を書面に記載し、少くとも最少限度の定員數、七人の發起人が、署名致しませんが、未だ以て定款と爲すに足らぬのであります。此の發起人の作成した定款は、未だ以て會社の定款ではなく、唯單に後に成つて創立總會の時に、會社の定款として決定せられる原案たるに過ぎぬのであります。故に正確には之を原始定款と呼びます。

定款の記載事項は、之を左の二種に區別致します。

第一 絶對的必要記載事項。

絶對的必要記載事項とは、定款上最も大切なもので、之が記載を缺くときは定款が無効と成る大切なものを云ひ、其の事項は次の如くであります（第一六六條）。

一 目的。目的とは會社の目的とする營業種目を明示することで、例へば噴霧機製造並に販賣輸出と云ふが如きで、之が記載は具體的に其の會社が目的として爲す、行爲の範圍を知り得る程度たるを要します。

二 商號。商號には株式會社なる文字を用うるを要し、既に同一市町村内に同一の營業の爲め

に定められた商號が登記されて居る場合には、それと同一なる名稱は許されません。尙商號を定める場合には簡單明瞭呼び良く、一見して商賣の内容を知り得るやうなものが宜しいのであります。

三 資本の總額。資本は之を株式に分つことを要し、而も社員の出資は、總べて株式に限らるゝを以て、資本の總額は原則として株式の金額、即ち株金の總額と同一と成る。資本の總額は一定の金額、即ち壹百萬圓也とか、壹億圓也とかと云ふ表示を以て之を定むる事を要し、又資本の最高、又は最低額については、法律上何等の制限なきこと前述の如くであります。

四 一株の金額。我が商法上、株式の種類如何に關らず、其の金額は皆均一なることを要し、其の金額は原則として五十圓以上とし、一時に全部拂込のものに限つて、二十圓迄此の金額を低下することが出來ます(第二〇二條)。

五 本店及び支店の所在地。營業の本據を本店と稱し、其の他を支店若くは出張所と云ひ、所在地は本支店共に最小の行政區、即ち東京市、名古屋市等の記載で、表示すれば良いのであります。

六 會社が公告を爲す方法。會社は多數の株式があり、従つて多數の株主が各所に散在して居

りますから、會社の經營上のことを是等の者に、成るべく周知せしむる必要上、法律は株式會社に對して、公告を命ずる規定を設けてあります。即ち第二一三條第三項、第二一八條第二項、第二三二條第三項、第三四三條第二項、第四〇七條等の場合が夫れであります。會社の廣告は官報又は、時事に關する事項を掲載する、日刊新聞に掲げねばならぬのであります。従來は官報又は日刊新聞に廣告を命ずる規定が無かつたので、店頭廣告だけを而も成るべく人目に觸れぬやうに、三日間位掲ぐるに止め、斯くて多數株主の眼を避けて、私曲を營まんとする重役さへもあつたのであります。之では廣告でなくして密告たるに過ぎませんから、新に此の規定が設けられたのであります。

七 發起人の氏名及び住所。發起人が何處の何人であるかを明示する爲めに、之を記載せしむるのであるが、之は戶籍謄本の住所氏名を其の儘に記載致すのであります。

従來は定款の絶對的必要記載事項中に、取締役が有すべき株式の數なる一項がありました。改正法は其の條項を削除致しました。是れ改正法は取締役を株主のみに限るを欲せず、廣く一般からの人材拔擢を期したるが故であります。

第二 相對的必要記載事項。

相對的必要記載事項とは、之を定款に記載するに非ざれば、其の事項の効力を生ぜざるものを云ふのであります。即ち之は定款に記載せなくとも、定款の効力には影響ありません。但し記載して置かなければ、たとひ他の文書を以て立證し、主張しても、法律上其の事項の効力を發生致しません。其の事項は次の如きものであります(第一六八條)。

- 一 存立期間又は解散の事由。
- 二 數種の株式の發行、並に其の各種の株式の内容及び數。
數種の株式とは、普通株・優先株・後配株等を指すのであります。
- 三 株式の額面以上の發行。

株式の額面以上の發行とは、之を例へば五十圓の額面のものを五十圓以上、即ち六十圓とか八十圓とかで發行する場合があります。株式の額面以下の發行は、會社成立の初頭から會社の財産を不足せしめ、會社を貧弱にし、經濟生活の基礎を薄弱不安ならしむるが故に、法律は之を禁止してゐますが、額面以上の發行は、會社の財的基礎を鞏固ならしむるが故に我が商法に

於ては之を認め、定款に記載し置くことを要すと致しました。

四 發起人が受くべき特別の利益及び、之を受くべき者の氏名。

特別の利益とは、一般株主と比して殊更に受くる特典的利益で、主に利益配當、新株の引受、殘餘財産分配等に付て、受くる特殊の利益のことで、之は會社の産みの役を勤めた功勞者としての特典であります。

五 現物出資を爲す者の氏名。出資の目的たる財産、其の價額及び之に對して與ふる株式の種類及び數。

現物出資とは金錢以外の出資物の謂であります。株式會社の出資は金錢を以て原則とするも發起人に限り、此の現物出資を許すのであります。

現物出資は、株金の第一回の拂込期間に、出資の目的たる財産の全部を、會社に給付することを要するが、但し登記登錄其の他、権利の設定又は移轉を以て、第三者に對抗する爲めにする必要なる行爲は、會社成立後に於いて之を爲しても宜しいのであります(第一七二條)。

茲に登記とは、権利の設定、移動、消滅を公衆に開示して周知せしむる爲めに法令の規定に従

ひ官憲の帳簿、即ち登記簿に記載する官廳の行爲を云ひ、登録とは、官、公署の設備する一定の帳簿に或事項を記載記録し、以て其の事實を公證する官公署の行爲を云ふのであります。現物出資を、後日になつて不當に評價するときは、會社の財的基礎を危うするが故に、豫め明確に定款に記載し置くことに定めたのであります。

六 會社の成立後に譲受くることを約したる財産、及び其の價額並に讓渡人の氏名。

之は財産引受に關する規定で、財産引受は結局現物出資と同じであるが、現物出資にすれば面倒なる手續を要し、其の上裁判所の選任する検査役や、創立總會の嚴格なる検査を受けねばならぬし、それでは出資者として思ふ存分の利得を、貪ることが出来ないとの奸計から、現物出資の形式を採らず、即ち現物出資の規定の裏を行き、會社成立迄は知らん顔をして居つて、會社成立後に、重役と押れ合つて高く會社へ賣り込み、まんまと旨い儲けをすると云ふのが、從來の一般の遣り口であつたが、此の弊害を矯める爲めに、改正會社法は此の財産引受に關する事項を、現物出資同様に定款に記載し、創立總會に於いて調査せしむることとしたのであります。

七 會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬の額。
設立費及び報酬の額は、其の金額を記載するを以て足り、費用の細目や、發起人某の報酬が幾位と、詳細に記載せよとの規定は存しません。

書式第一號

發起人ノ發起承

諾書

○承諾書(其ノ一)

拙者儀今般○○○株式會社ヲ設立スルニ當リ之ガ設立趣旨ニ賛同シ其ノ發起人タルコトヲ承諾仕候也

但シ引受株數○○株ノ事
昭和 年 月 日

住 所

氏

名[㊦]

第二章 株式會社

○○○株式會社創立發起人御中

書式第二號

賛成人ノ賛成承

諾書

○承諾書(其ノ二)

拙者儀今般○○○株式會社設立ニ當リ之ガ設立趣旨ニ賛成シ其ノ賛成人タルコトヲ承諾仕候也

但シ引受株數○○株ナル事

昭和 年 月 日

住所

氏名

〇〇〇株式會社發起人御中

書式第三號

發起人間ノ規約

〇發起人規約書(其ノ一)

今般〇〇〇株式會社ヲ設立スルニ當リ發起人同志ノ間ニ規約ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 當會社ハ米穀害虫驅除用ピクリン噴霧機ノ製造販賣及ビ輸出ヲ爲スコトヲ主タル目的ト爲ス

第二條 當會社ノ資本ハ金壹百萬圓ト定メ壹株ノ金額ヲ二十圓ト爲ス

第三條 當會社ノ企業目論見書及ビ定款ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 當會社ノ株式申込書ノ作成其ノ他設立ニ關スル一切ノ事務ハ追テ選任セラルベキ發起人總代タル創立委員ニ一任スルコトトス

第五條 當會社ノ發起人ノ引受クベキ株數以外ノ株式ハ創立委員ノ處理ニ一任スルコトトス

右ノ規約條項ヲ承認シタル上發起人タルコトヲ承諾シ株式〇〇〇株相引受ケ申候也

昭和 年 月 日

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

書式第四號

同前

〇發起人規約書(其ノ二)

今般拙者等日本噴霧機株式會社ノ設立趣旨ヲ贊同シ茲ニ發起人ト成リ左記條項ノ規定ヲ盟守スルコトヲ誓約ス

第一條 當會社ノ設立發起人タラントスルモノハ當設立事務所々定ノ發起人承諾書ニ引受株數ヲ記入シタル上記名調印スルコトヲ要ス

第二條 一般株式募集ノ場合ニ發起人ノ受ク可キ株式募集ノ手数料ハ壹株ニ付金五拾錢ナルコト

第三條 發起人ノ數ハ凡テ拾五名ヲ以テ限度トシ引受株數ハ〇〇株以上ナルコト

第四條 發起人ハ會社設立ニ付テ諸般ノ便宜ヲ提供シ且ツ種々ノ援助ヲ與フルハ勿論、一般株式ノ募集其ノ他會社設立ニ關スル一切ノ事ニ當ルモノナルコト

第五條 發起人ハ發起人タルコトヲ申込ムト同時ニ創立費ノ分擔トシテ金壹千圓ヲ左ノ如ク支辨スルコトヲ承諾シタルモノナルコト

一 發起人タルコトヲ申込ムト同時ニ金五百圓也

二 昭和〇〇年〇月〇日迄ニ金參百圓也

三 昭和〇〇年〇月〇日迄ニ金貳百圓也

第六條 發起人數ガ豫定ノ員數ニ達シタルトキハ創立委員五名ヲ更ニ發起人中ヨリ選定スルモノナルコト

第七條 發起人ハ東京・大阪・福岡・仙臺・札幌・京城ニ之ヲ求ムルモノナルコト
昭和 年 月 日

住 所

氏 名

日本噴霧機株式會社發起人御中

書式第五號 發起人ノ創立事

務ニ關スル委任狀

二錢收
入印紙

○委任狀(其ノ一)

拙者儀今般何某ヲ以テ代理人ト定メ左ノ事項ニ關スル一切ノ權限ヲ委任ス

一 日本噴霧機株式會社定款起業目論見書ノ作成並ニ訂正其ノ他官廳ニ對スル一切

ノ申請又ハ届出ノ件

二 日本噴霧機株式會社ノ株式募集ノ割當並ニ株金拂込ノ請求創立總會ノ招集及該創立總會ニ於イテ會社ノ設立經過一切報告ニ關スル件

三 其ノ他發起人ノ爲スベキ一切ノ創立行為

四 代理人ノ都合ニ依リ更ニ副代理人選任ノ件

右委任候事實正也仍而委任狀如件

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

名

書式第六號 同前

二錢收
入印紙

○委任狀(其ノ二)

拙者儀今般何某ヲ以テ代理人ト定メ左ノ事項ニ關スル一切ノ權限ヲ委任ス

一 日本噴霧機株式會社定款ニ記名調印シ且ツ創立行為ノ完結ニ至ル迄會社創立ニ關スル一切ノ行為ヲ爲ス事

右委任候事實正也仍而委任狀如件

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

名

書式第七號 株式會社定款

○定 款(其ノ一)

第壹章 總 則

第壹條 當會社ヲ日本噴霧機株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ本社ヲ東京市ニ置キ支社ヲ大阪市ニ置キ出張所ヲ全國ノ樞要地ニ置ク

第參條 當會社ハ左記各項ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的ト爲ス

第一 クロール、ピクリン米穀害虫驅除専用噴霧機ノ製造販賣

第二 園藝用農業用害虫驅除殺虫噴霧機ノ製造販賣

第三 第一項及ビ第二項ノ製品ノ輸出

第四條 當會社ノ資本ヲ金壹百萬圓トス

第五條 當會社ノ存立期間ヲ會社成立ノ日ヨリ滿參拾五ヶ年ト爲ス

第六條 當會社ノ公告ハ東京朝日新聞及ビ

大阪朝日新聞紙上並ニ官報ニ掲載ス

第貳章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ之ヲ五萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金貳拾圓トス

第八條 當會社ノ株式ハ記名式トシ一株券五株券拾株券五拾株券ノ四種トス

第九條 當會社ノ株金ハ一回拂込トス

第十條 株式ノ名義書換ヲ請求スル場合ハ株券ヲ添付シテ當會社處定ノ請求書ヲ提出スベシ

第十一條 株券ヲ汚損又ハ喪失シ新株券ノ交付ヲ請求アルトキ會社ニ於イテ必要ト認めタルトキハ請求者負擔ノ費用ヲ以テ其ノ株券無効ノ旨且ツ異議アルモノハ三十日間内ニ其ノ旨ヲ申出ヅベキ事ヲ公告シ正當ノ異議申出無キ場合ニ限り新株券ヲ交付ス

第十二條 前條ノ規定ニ依リ新株券ヲ請求スルモノハ株券壹枚ニ付金貳拾錢ヲ手數料トシテ會社ニ支拂フベシ

第十三條 株主ハ住所氏名及ビ印鑑ヲ當會社ニ届ケ置クベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
第十四條 會社ハ取締役會ノ決議ニ依リ株主總會前三十日以内株式名義書換ヲ停止スルコトアルベシ
但シ其ノ場合ハ豫メ公告ヲ爲スベシ

第參章 總會

第十五條 定時總會ハ毎年十一月之ヲ東京市ニ於イテ招集ス

第十六條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ジ社長故障アル時ハ專務取締役之ニ任ジ專務取締役故障アル時ハ常務取締役之ニ任ジ常務取締役故障アル時ハ他ノ取締役年齢順ニ之ニ任ズ

尙取締役ニ故障アルトキハ總會ニ出席シタル株主中最多數ノ株式ヲ有スル者(但シ此ノ場合ハ委任狀ニ示ス株數ヲモ通算ス)ヲ假議長トシテ議場ヲ整理シ以テ議長ヲ選舉ス

第十七條 總會ノ決議ニ付可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
第十八條 株主ガ代理權ヲ行ハシムベキ代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス
但シ株主ノ法定代理人ハ此ノ限りニ非ズ

第十九條 總會ノ決議録ニハ議長及ビ出席株主參名以上之ニ記名調印スベシ
第四章 會社ノ機關

第二十條 當會社ノ取締役ハ五名以内監査役ハ參名以内トス

第二十一條 取締役及ビ監査役ハ當會社株主總會ニ於イテ之ヲ選舉ス

第貳拾五條 取締役ハ互選ヲ以テ專務取締
役、常務取締役各壹名ヲ置クコトヲ得

第貳拾六條 取締役會ノ決議ヲ以テ當會社
ニ相談役又ハ顧問及ビ支配人ヲ置クコトヲ得
第貳拾七條 取締役及ビ監査役ノ全員ニ對
スル報酬ハ合計年額金五萬圓以內トス

第五章 計 算

第貳拾八條 當會社ノ決算期ヲ毎年拾月末
日ト定ム

第貳拾九條 當會社ノ損益決算ハ總益金ヨ
リ總損金ヲ控除シ其ノ殘額ヲ純益金トシテ左
ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス

- 一 法定積立金
- 純益金ノ百分ノ五以上
- 二 別途積立金
- 百分ノ三以上

三 固定資産償却金及擴張準備金

百分ノ十二以上

四 役員從業員賞與金

百分ノ二十以內

五 救濟基金

百分ノ七以內

六 株主配當金

若干

第參拾條 株主配當金ハ每決算期末日ニ於
ケル現在株主ニ之ヲ支拂フモノトス

附 則

第參拾壹條 當會社設立ノ際ニ於イテ發起
人ノ引受クベキ株數及ビ氏名左ノ如シ

- 一、五千株也 發起人 宿谷 高彦
- 一、五千株也 發起人 郷 誠之介
- 一、五千株也 發起人 皆川寅之助

20000 8000 11100 31000 21

- 一、五千株也 發起人 大村日出雄
- 一、貳千株也 發起人 鈴木 琢磨
- 一、壹千五百株也 發起人 佐藤 三郎
- 一、壹千五百株也 發起人 荒尾 讓介
- 一、壹千株也 發起人 大條由太郎
- 一、壹千株也 發起人 金野 成郎
- 一、壹千株也 發起人 倉荷 米滿
- 一、壹千株也 發起人 皆田 米三
- 一、五百株也 發起人 山積 黃金
- 一、五百株也 發起人 米倉 運途
- 一、五百株也 發起人 畑野 豐年
- 一、五百株也 發起人 幾佐勝之助

第參拾貳條 會社設立ノ際ニ於イテ現物出
資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産ノ價
格及ビ之ニ對シテ與フル株式ノ數左ノ如シ

第二章 株式會社

- 一 昭和拾參年專賣特許 第二千五百八拾
- 壹號 クロール、ピクリン専用噴霧機ノ
工業權全部 大谷榮右衛門
- 此ノ價格金拾貳萬圓也
- 但シ之ニ對シテ與フル株式ノ數五千株
- 第參拾參條 會社ノ成立後讓受クル事ヲ約
シタル財産其ノ價格及ビ讓渡人氏名左ノ如シ
- 一 財産及ビ價格
 - (イ) 東京市下谷區眞島町壹番地壹號所在
工場店舖壹百拾坪
 - 但シ此ノ價格金貳萬貳千圓也
 - (ロ) 同所同工場設置旋盤貳拾臺及ビ附屬設
備全部
 - 但シ此ノ價格八萬圓也
 - (ハ) 特大金庫壹個
 - 但シ此ノ價格金壹千五百圓也
- 二 讓渡人 宿利 福來

第三十四條 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及ビ發起人ガ受クベキ報酬ノ額

一 設立費用
金壹萬圓也

二 報酬額

一、金五千圓也 發起人 宿谷 高彦

一、金五千圓也 發起人 大村日出雄

一、金五千圓也 發起人 倉荷 米滿

一、金三千圓也 發起人 山積 黃金

一、金二千圓也 發起人 幾佐勝之助

第三十五條 發起人ノ受クベキ特別ノ利益及ビ之ヲ受ク可キ者ノ氏名左ノ如シ

一 本社毎期配當毎ニ金參千圓也ヲ給付ス

發起人 郷 誠之介

一 同 前 金貳千圓也ヲ給付ス

發起人 皆川寅之助

第參拾六條 發起人ノ住所氏名左ノ如シ
東京市下谷區眞島町壹番地壹號

宿谷 高彦

(以下略ス但シ發起人拾四人ノ住所氏名ヲモ列記スルモノトス)

日本噴霧機株式會社ノタメ商法第六十六條
第百六十八條ノ規定ニ依リ本定款ヲ作成シ發起人左ニ署名調印ス

昭和 年 月 日

東京市下谷區眞島町壹番地壹號

宿谷 高彦

(以下略ス但シ他ノ十四人ノ發起人モ皆住所ヲ明記シ署名調印スルモノトス)

第三 定款の任意的記載事項。

定款の記載事項として、前掲の書式には種々の事項を記載してありますが、苟くも株式會社の本來の性能を阻害せず、又法律の強行規定に違反せず、更に公の秩序、善良の風俗に害なき限りは、如何なる事項と雖も、規定して記載して宜しいのであります。尤も是等の事項は、定款以外に、會社の規則として設けても宜しいが、之を定款上の規定として、記載して置くときは、其の效力に重要性があり、當然株主を拘束し、又之を變更するに町重なる手續、即ち定款變更の手續を採らねばならぬが故に、發起人等は成るべく、詳細なる規定を設けて記載するがよく、然らば後日に至つて、種々不祥事なる争の起ることなく、會社の爲めにも、株主の爲めにも、共に得策であります。

第三項 定款の公證人認證

會社が不成立の場合に、定款を湮滅して發起人が何處の何人であつたか、又發起人等が如何なる責任の地位にあつたのかと云ふことを曖昧裡に葬り去り、以て發起人同志の間に種々の争を生じ、更に關係者に損害を掛けた實例が多々あつたので、此の規定が設けられたのであります。

書式第八號

公證人ノ認證ヲ

受クルニ要スル委任狀

二錢收
入印紙

○委任狀(其ノ三)

ルニ依リ之ニ付テ商法第百六十七條ノ規定ニ遵ヒ公證人ノ認證ヲ受クル手續ニ關スル一切ノ件
右委任狀仍而如件
昭和 年 月 日

日本噴霧機株式會社

發起人 米 倉 運 途

(以下發起人拾四名皆住所氏名ヲ列記調印ノ事)

今般拙者等拾四名ノ者〇〇〇〇ヲ以テ代理人ト定メ左記事項ニ關スル權限ヲ委任ス
一 日本噴霧機株式會社ヲ設立スルニ付拙者等發起人ト成リ別書記載ノ定款ヲ作成シタ

第三款 發起設立

第一項 第一回拂込

總て「各發起人は書面に依りて株式の引受を爲すことを要す。」と會社法は其の引受の方式を強要してゐます(第一六九條)。斯くて發起人等の間に於て株式の總數を引受けたるときは、遲滯な

く各株に付て二十圓の株式ならば全部一時に、又五十圓以上の株式ならば第一回到四分の一以上の拂込を爲し、且つ取締役及び監査役を選任することを要し、此の手續を完了すれば、茲に會社の基礎が出来上つたのであります。此の設立の方法を稱して、發起設立と云ふので、つまり發起人だけで總株式を引受けて、會社を成立せしむる場合であります。

第二項 取締役及び監査役の選任方法

取締役及び監督役の選任方法は、發起人の議決權の過半數を以て之を決定し、株主總會の議決の規定第二百四十一條第一項が、準用されるのであります(第一七〇條)。

株式發行の價額は券面額を下ることを得ず。又第一回の拂込金額は株式が二十圓の場合は一時に拂込むを要し、それ以外のもの、拂込は株金の四分の一を下ることは許されません。

額面以上の價額を以て、株式を發行したるときは、其の額面を超過する金額は、第一回の拂込と同時に之を拂込むことを要します。即ち第一回拂込金が十二圓五十錢で、プレミアムが五圓の場合には、第一回拂込と同時に十七圓五十錢拂込まねばならぬのであります。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に出資の目的たる財産全部を、會社に給付せねばなりません。

ん。但し登記、登録其の他権利の設定、又は移轉を以て第三者に對抗する爲めに必要な行爲は會社の成立後、即ち會社の設立登記を済ませてから、之を爲しても宜しいのであります。即ち是等の出資の目的たる現物に關する第三者に對する對抗條件は、會社成立後に於いて補充すれば、宜しいから、拂込の期日には、必ず先づ現物だけは會社に引渡せと強要するのであります(第一七二條)。従來は此の引渡が兎角曖昧であつた爲め、會社が尠らず迷惑を蒙つたので、改正法は特に本規定を設けました。

書式第九號

發起設立ノ場合

ニ於ケル取締役及ビ監査役選任決議書

○取締役及ビ監査役

選任決議書

昭和〇〇年〇月〇日〇〇株式會社創立事務所(又ハ〇〇)ニ於イテ本社取締役及ビ監査役選任ニ關シ發起人總員出席シ其ノ議決權

五萬個ノ總數ヲ以テ左ノ事項ヲ決議ス

一、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇ノ四名ヲ取締

役ニ選任ス

一、〇〇、〇〇ノ貳名ヲ監査役ニ選任ス

右決議ス

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社

發起人 氏 名

(以下發起人全員署名調印スルモノトス)

第三項 検査役の選任

斯くて取締役、監査役の選任を完了したるときは、取締役は其の選任後、左の事項を調査せしむる爲め、遅滞なく検査役の選任を、裁判所に請求せねばなりません(第一七三條第一項)。

第一 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名。

第二 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格竝に之に對して與ふる株式の種類及び數。

第三 會社の成立後に譲受くることを約したる財産、其の價格及び讓渡人の氏名。

第四 會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬の額。

第五 第一回の拂込が正當完全に行はれたるや否や。

第六 現物出資が、正當完全に行はれたるや否や。

裁判所は検査役の報告を聽いて、右の第一乃至第四に掲ぐる事項に付て、不當と認めたる場合には之に變更を加へて其の旨を、各發起人に通告致します。此の變更に不服なる發起人は、其の株式の引受を取消すことが出來ます。又此の場合に於いては、定款を變更して設立に關する手續

を續行することも出來ます(同條第二項)。

發起人中、右の通告を受けたる後、一週間内に株式の引受を取消したる者なきときは、定款は通告に従ひ、變更せられたるものと看做されるのであります(同條第三項)。

以上が發起設立の株式會社設立でありまして、其の設立手續が完了したる日、即ち検査役の調査が終了した日から數へて二週間以内に本店と支店との所在地で、取締役全員と監査役全員の申請で設立登記をせねばなりません(第一八八條、非訟第一八七條)。斯くて登記済と成れば、愈々人格を有する、商人たる會社が茲に成立したのであります。

書式第拾號

發起設立ノ場合

ニ於ケル検査役選任申請書

〇〇〇〇株式會社第

一回拂込調査ニ付

検査役選任申請

東京市〇〇區〇〇町〇番地

〇〇〇株式會社取締役

申請人 氏

申請人 氏

申請人 氏

申請人 氏

申請ノ趣旨

名 名 名 名

左記検査ノ目的ノ事項ヲ調査セシムルタメ検査役選任相成度此段及申請候也

検査ノ目的

検査ノ目的左ノ如シ

- 一 發起人が受ク可キ特別ノ利益及ビ受クベキ者ノ氏名
- 二 現物出資ヲ爲ス者ノ氏名出資ノ目的タル財産、其ノ價格
- 三 會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及ビ讓渡人ノ氏名
- 四 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及ビ發起人ノ受ク可キ報酬ノ額
- 五 第一回ノ拂込方正當ニ行ハレタルヤ否ヤ
- 六 現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

申請ノ事由

右〇〇〇株式會社ノ資本總額金壹百萬圓壹株

第二章 株式會社

ノ金額五拾圓(内壹株拾貳圓五拾錢拂込)ヲ以テ〇〇〇〇、〇〇〇〇事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ昭和〇〇年〇月〇日定款作成同日公證人〇〇ノ認證ヲ得タル上昭和〇〇年〇月〇日發起人七名ニ於イテ其ノ株式ノ總數ヲ引受ケ昭和〇〇年〇月〇日申請人等ハ其ノ取締役ニ選任セラレタルモノニ有之候依テ商法百七十三條ノ規定ニ依リ右事項調査ヲ求ムルタメ茲ニ検査役選任ヲ申請仕候也

昭和 年 月 日

申請人 氏 名 印
 申請人 氏 名 印
 申請人 氏 名 印
 申請人 氏 名 印

東京民事地方裁判所々長判事氏名殿

第四款 募集設立

發起人が株式の總數を引受けない場合には、株主を募集せねばなりません(第一七四條)。即ち募集設立を爲すのであります。

第一項 株主募集

株主の募集に當つては、株式の發行額及び募集の方法等に付て、之を自由に決定し得ると雖も會社の組織及び其の根本規定を一般に周知せしめ、一般が其の會社の内容に付て、十分の理解を有して後、株式の申込を爲すやう、發起人に於いて次の要件を記載した株式申込證を作り、之に依つて株式引受の申込を受けねばなりません(第一七五條第二項)。

第一 定款ノ認證ノ年月日及び其ノ認證ヲ爲シタル公證人ノ氏名。

第二 定款の絶對的必要事項及び相對的必要事項、即ち左記の事項。

- 一 目的。
- 二 商號。

- 三 資本の總額。
- 四 一株の金額。
- 五 本店及び支店の所在地。
- 六 會社が公告を爲す方法。
- 七 發起人の氏名及び住所。
- 八 存立の時期、又は解散の事由。
- 九 數種の株式を發行したるときは、其の種類並に其の各種の株式の内容及び數。
- 十 株式の額面以上の發行を爲したるときは其の金額。
- 十一 發起人が受くべき特別の利益あるときは、其の特別利益及び之を受くべき者の氏名。
- 十二 現物出資を爲す者あるときは、其の氏名、及び出資の目的たる財産、其の價格、並に之に對して與ふる株式あるときは、其の株式の種類及び員數。
- 十三 會社の成立後に、讓受くることを約したる財産あるときは、其の財産及び價格、並に讓渡人の氏名。

十四 會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬を定めたるときは、其の旨並に其の金額。

第三 各發起人が引受けたる株式の數。

第四 第一回拂込の金額。

第五 株式の譲渡の制限、株券の裏書の禁止、又は株式の議決權を定めたるときは其の規定。

第六 株金の拂込を取扱ふべき銀行、又は信託會社及び其の取扱の場所。

第七 一定の時期迄に、創立總會が終結せざるときは、其の株式申込を取消すことを得べきこと。

尙數種の株式、即ち優先株、普通株、後配株等を發行するときは、株式申込人をして、株式申込證に其の引受くべき株式の種類を、又額面以上の價格を以て、株式を發行する場合に於いては其の引受價額を申込證に記載せしむることを要します(第一七五條第三項)。

株式募集に就いて、發起人が爲したる意思表示が、發起人の眞意でなく、而も眞意ならざる事を株式引受申込人が、知つて居る場合と雖も、亦知る事を得べき状態に置かれてあつた場合と雖

も斯うしたることには關係なく、株式引受申込みの意思表示は完全に成立し、此の場合には民法第九十三條、但書の規定、即ち意思表示に關する規定は適用されぬのであります(第一七五條第四項)。

株式申込證は、如上の諸事項を記載することを要する要式證券で、是等の記載事項が欠缺するときは、其の株式申込證に依る株式の申込の法律行爲は、完全たるを得ないのであります。

第二項 株式の申込及び割當

株式の申込を爲さんとする者は、株式申込證二通に、其の引受くべき株式の數、及び住所を記載し、之に署名することを必要と致します。

株式の申込を受けたる發起人は、其の申込數に應じて株數の割當を行ひます。此の割當では申込數、又は其の幾割かに當る株數であるが、申込人は割當てられた株式の數に應じて、拂込を爲す義務を負ふのであります(第一七六條)。

株式の引受に因る權利、即ち會社から割當てられた株主權は、譲渡することは出来るが、其の權利譲渡の主張は、會社に對しては爲すことが出来ません。又發起人は其の割當てられた株主權を他に譲渡することを、特に禁止されて居ります(第一九〇條)。

株式を引受けたる者は、會社の成立後は、錯誤若しくは株式申込書の要件の欠缺を理由として、其の引受の無効を主張し、又は詐偽若しくは強迫を理由として、其の引受を取消すことは出来ません。創立總會に出席して、其の権利を行使したる場合も、亦同じく取消すことは出来ません（第一九一條）。

書式第十一號

株式申込證

〇〇〇〇株式會社株式

申込證

- 一 定款認證ハ年月日 昭和〇〇年〇月〇日
- 二 公證人ノ氏名 何 某
- 三 目的 〇〇〇〇ノ製造及ビ販賣ヲ業ト爲ス
- 四 商 號 〇〇〇株式會社

- 五 資本ノ總額 金壹百萬圓也
- 六 一株ノ金額 金五拾圓也
- 七 本店及ビ支店ノ所在地 本店 東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地 支店 大阪市北區中之島町一丁目三番地
- 八 會社ガ公告ヲ爲ス方法 東京朝日新聞 大阪朝日新聞（又ハ本店所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記ニ關スル公告ヲ爲ス新聞紙又ハ官報）
- 九 發起人ノ住所氏名、及ビ發起人ノ引受ケタル株數

- 東京市神田區司町一丁目十一番地三號 參千株 金有 欣造
- 東京市日本橋區箱崎町三丁目五番地 貳千株 富倉米多郎
- 東京市牛込區原町三丁目三番地 貳千株 事業 好造
- 大阪市東區大手前町一丁目五番地 壹千株 運途 金持
- 大阪市南區東清水町一丁目三番地 壹千株 金輪 山程
- 東京市麻布區三河臺町三丁目八番地 八百株 品荷 勝男
- 神戸市加納町五丁目五番地 七百株 金鳴 持男
- 横濱市中區長者町一丁目八番地 五百株 大倉 金滿

- 十 存立ノ時期 會社設立ノ日ヨリ滿三十 五箇年
- 十一 株式ノ額面以上ノ發行 一株ニ付金五 圓以上 但シ申込ハ引受價格ノ高キモノヨリ採リ 同額ナルトキハ抽籤ニ依ツテ定ム
- 十二 發起人ノ受クベキ特別ノ利益及ビ之ヲ 受クル者ノ氏名 氏 名
- 十三 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲 スモノ、氏名、財産ノ種類、價格、之ニ 對シテ與フル株式ノ數 氏 名
- (一) 昭和〇〇年專賣特許第〇千〇百〇拾 〇號〇〇〇機 氏 名
- (二) 此ノ價格金五萬圓也

本ニハ參錢收入印紙ヲ貼用シテ捺印スベク副本ニハ之ヲ要セズ、數字ハ必ズ壹・貳・參・拾ト記入スベシ

2 此ノ株式申込證ハ要式證券デ其ノ事項ノ一ヲ缺イテモ無効タルモノトス

書式第十二號

印鑑

○印

鑑

昭和 年 月 日 届

印	所住
鑑	〇〇縣〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
名氏	大 利 望

昭和 年 月 日 届

社會式株〇〇〇

印	所住
鑑	〇〇縣〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
名氏	大 利 望

社會式株〇〇〇

注意 二通ヲ要ス

書式第十三號

發起人、賛成人

ニ對スル割當通知書

〇株式割當通知書

謹啓 貴殿御引受ノ當會社株式ニ對シ發起人委員會ニ於イテ協議ノ結果〇〇株ヲ割當テ申候間別紙封入ノ株式申込書ニ夫々御記名御調印ノ上壹株ニ付證據金〇圓也ノ割ヲ以テ來ル昭和〇〇年〇〇月〇〇日迄ニ左記取扱所へ御

拂込相成度此段及御通知候也

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社發起人總代

氏

名

發起人氏名殿

取扱所

東京市〇〇區〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇銀行内

〇〇〇株式會社創立事務取扱係

書式第十四號

募入通知書

但シ割増金附キ募入ノ場合

〇通知書 (其ノ一)

一 〇〇〇株式會社株式〇〇株也

右ハ貴殿方曩ニ當會社株式募集ニ對シ〇〇〇

株御申込相成候處割増金ノ順位ニ依リ貴殿ニ對スル株式割當分前記ノ如ク確定仕候間御通知申上候
尙募集漏〇〇株ニ對スル分ノ證據金及ビ割増金ハ左記ノ通り振替爲替券ニテ御送金申上候間御查收被爲下度候
一金〇〇圓也 證據金分
一金〇〇圓〇錢也 割増金分
計 金〇〇圓〇〇錢也
追テ第一回拂込ノ時ハ左記へ御拂込相成度候也
但シ本證持參乃至御送付ノ事

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社發起人總代

氏

名

氏 名 殿

株式事務取扱所

東京市〇〇區〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 銀行
東京市〇〇區〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 信託株式會社
東京市〇〇區〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 株式會社創立事務所

書式第十五號

募入通知書

〇通知書 (其ノ二)

一、〇〇〇株式會社株式〇〇〇株也
右ハ貴殿方曩ニ當會社株式募集ノ際御申込相
成候處株式割當前記ノ如ク確定仕候間此段御
通知申上候

追テ第一回拂込ノ節ハ左記取扱所へ本書御提
出相成度候

昭和 年 月 日
〇〇〇株式會社發起人

氏 名 殿

名

株式事務取扱所
〇〇〇信託株式會社〇〇支店
〇〇〇 銀行 本店
當會社 創立事務所

書式第十六號

株式申込證據金

領收證

第一回拂込ハ此ノ證據金ヲ拂込ミタル銀行、
信託會社又ハ創立事務所へ御拂込相成度候也

三錢入印紙收

〇〇〇株式會社申

込證據金領收證

一金〇〇〇圓也 株式〇〇〇株分
但シ壹株ニ付金〇圓也
右〇〇〇株式會社株式申込證據金トシテ正ニ
領收仕候也
追テ證據金ハ第壹回拂込金ニ併算可仕候間本
證書ハ其際拂込金ト共ニ御提出被爲下度候也
昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社株金拂込取扱所

〇〇〇〇 銀行

氏 名 殿

書式第十七號

第一回拂込金額

收報告書

〇〇〇株式會社第

一回拂込金額收報

告書

株主 氏 名

一金〇〇〇圓〇〇錢也
株式〇〇〇株分 但シ壹株ニ付金〇圓
〇拾錢也

右領收致候也

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社株金拂込取扱所

〇〇〇〇 銀行

〇〇〇株式會社發起人御中

書式第十八號

右附屬記入カ

昭和	年	月	日
金額		圓	
株數		株	
株主		摘要	

書式第十九號

株式申込證據金

竝ニ割増(超過)金額收證
 第壹回拂込ハ此ノ證據金ヲ拂込ミタル取扱所
 へ御拂込相成度候也

三錢收
入印紙

○株式申込證據金
 竝ニ割増(額面
 超過)金額收書

一金〇〇〇圓也
 株式〇〇〇株分證據金
 但シ壹株ニ付金〇圓也
 一金〇〇〇圓也
 株式〇〇〇株分割増(額面超過)金
 但シ壹株ニ付割増(超過)金〇圓〇〇錢也
 計 金〇〇〇〇圓〇〇錢也
 右ハ〇〇〇株式會社株式申込證據金竝ニ割増
 金トシテ正ニ領收仕候也
 追テ此ノ證據金ハ第一回拂込金ニ併算可致ニ
 付其ノ拂込ト共ニ此ノ證書御提出被爲下度候

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社株金拂込取扱所
 氏 名 殿

書式第二十號

株式申込證據金

竝ニ割増(超過)金額收報告書

○株式申込證據金竝
 ニ割増(額面超過)
 金額收報告書

一金〇〇〇〇圓〇〇錢也
 內證據金〇〇〇圓株式〇〇〇株分
 但シ壹株ニ付金〇圓也
 內割増金〇〇〇圓〇〇錢株式〇〇〇分
 但シ壹株ニ付割増金〇圓〇〇錢也

第二章 株式會社

右領收致候間御報告申上候
 昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社株金拂込取扱所
 〇〇〇〇銀行
 〇〇〇株式會社發起人御中

書式第二十一號

右附屬記入カ

昭和	年	月	日
金額		圓	
內 譯			
證據金	割増金	株數	株主
摘要			



第三項 第一回拂込

株式總數の引受があつたときは、發起人は遅滞なく各株式に付て、第一回拂込の徴收を爲さねばなりません(第一七七條第一項)。而して第一回の拂込金額は發起設立の第一回拂込の場合と同じく、株式が貳拾圓ならば一時拂ひ、五拾圓以上のもは四分一以上、即ち拾貳圓五拾錢以上たるを要し、又額面超過額は第一回拂込と同時に拂込ましむることを要します(第一七一條)。現物出資は、發起設立の場合と同一であります。

第四項 拂込場所

改正會社法は株金拂込に就いて嚴重なる規定を設け「……拂込は株式申込證に記載したる株金拂込の取扱所に於いて之を爲すことを要す。」と限定致しました(第一七七條第二項)。

第五項 制限契約の對抗

改正會社法は預け合ひ行爲、俗に云ふ八百長預金の弊を矯める爲めに、嚴重なる規定を設け、「株金の拂込を取扱ひたる銀行又は信託會社は發起人又は取締役の請求に依り拂込金の保管に關し證明を爲すことを要す。前項の銀行又は信託會社は其の證明したる拂込金額に付、拂込なかり

しこと。又は其の返還に關する制限を以て會社に對抗することを得ず。」と致しました。

此の規定は前項及び次項の規定と相俟つて、動々兎もすれば一般會社の陥り易い弊害たる、其の拂込が實際完了せざるにも拘らず、即ち株金の拂込が正當に行はれて居らぬにも拘らず、發起人と銀行とが結托して、さも正當に拂込が完了し、現金が保管してあるかの如く装ひ、ままと登記官吏を欺いて登記を済了し、而して所謂幽靈株を發行して世人を瞞著し、之を賣り付けて不當の利を取て貪らんとする詐偽的行爲を防がんとするものであります。

此の八百長預金を稱して、預け合ひの行爲と申しますが、今後は此の規定に依つて、其の奸手段が封じられるやうに成つたのであります。

即ち銀行又は信託會社は、拂込の保管證明を一旦出した限りは、それが八百長式假裝であらうとも、其の證明書を法律は事實のものと看做し、又假りに見返り證書が取つてあつたからとて、そんなものは一片の反古紙と看做し、全く其の效力を認めないのであります(第一八九條)。

第六項 拂込場所及び拂込金保管替の制限

株金の拂込を取扱ふ銀行、又は信託會社を變更し、若くは拂込金の保管替を爲すには、裁判所

の許可を受けねばなりません(第一七八條)。

第七項 拂込未済と發起人の行爲

株式申込人が、第一回の拂込を爲さぬ場合には、發起人は次の手續を執らねばなりません(第一七九條第一項)。

第一 拂込の催告

發起人は期日を定めて、其の期日迄に拂込むやう、其の株式引受人に通知すること。但し其の通知は期日の二週間前に之を爲すこと。

第二 失權豫告通知

右の催告には、其の期間内に拂込まざるときは、株主としての權利を失ふべき旨を通知すること。

發起人が前項の通知を爲したるも、株式引受人が拂込を爲さざるときは其の權利を失ひます。此の場合に於いて、發起人は其の者が引受けた株式に付て、自分が之を取得することを欲しない場合には、更に株主を募集することが出來ます(同條第二項)。

尙株式引受人が第一回の拂込を爲さなかつたが爲めに、會社が被つた損害に付ては、其の株式引受人に對して、損害賠償の要求を爲すことが出來ます(同條第三項)。

第八項 發起人の責任

會社が成立すれば、諸般の法律關係は會社に歸屬して、發起人は茲に一應は其の責任の地位から解放されますが、發起人は會社に對して、尙且つ繼續して法律上左の責任を有するものなることを、良く知つて居らねばなりません。

第一 連帶引受の責任。

引受なき株式がある場合には、發起人は連帶して株式の引受、又は拂込の義務を負はねばなりません(第一九二條第一項)。

第二 拂込未済株に對する拂込責任。

拂込未済株に對しても、發起人は又連帶責任を以て、其の株式の引受、又は拂込を爲す義務を負はねばなりません(同上)。

第三 申込取消と連帶責任

申込人が申込を取消したるときも、また同じく發起人は連帯して、其の株式に對する拂込義務を負はねばなりません(同上)。

第四 損害賠償の責任。

發起人は以上第一乃至第三の責任を會社に對して有するが上に、更に發起人は此の義務を履行するに止らず、之に因つて生じたる損害に付ては會社に對して賠償の義務を負はねばなりません(第一九二條第二項)。

第五 任務懈怠と損害賠償の義務。

發起人が會社の設立に關して、其の任務を怠りたるときは、其の發起人は、會社に對して連帯して、損害賠償の義務を負はねばなりません(第一九三條第一項)。

第六 惡意又は重大過失の責任。

發起人に惡意又は重大なる過失ありたるときは、其の發起人は第三者に對しても、亦連帯して損害賠償の責を負はねばなりません(同條第二項)。

第七 會社不成立の責任。

會社が成立せざる場合に於いては、發起人は會社の設立に關して爲したる行爲に付て、連帯して其の責を負はねばなりません(第一九四條第一項)。

第八 右の場合、會社の設立に關して支出した費用は、發起人の負擔であります 同條第二項。

第九 創立總會に對する報告義務。

發起人は會社の創立に關する事項を、創立總會に報告せねばなりません(第一八二條)(第)。

第十 取締役及び監査役は、募集設立の場合に於いて調査報告の任務を負ふて居るのであつて、(第一八四條第一項及第二項)、若し此の任務を怠つたときは、會社及び第三者に對して、損害賠償の責任を負はねばならぬが、發起人も亦連帯債務者とならねばなりません(第一九五條)。

以上は法律が發起人に強制して行はしめる責任であつて、絶對的のものでありますから、如何なる事由を以てするも、之を廻避することは許されません。

第九項 發起人の權利

發起人は、前項の如き重大責任を負はしめられて居る對償に、左の權利を有して居ります。

第一 設立費用の請求權。

會社の負擔に歸すべき設立費用を請求することが出來ます。併し之は定款に記載した場合に限つてのみ、其の對抗效力を有するのであります。

第二 特別の利益を受くる權。

第三 報酬を受くる權。

右第二、第三は、定款の書式中の附則五四頁に記載してあるが如き、實例のものであります。尙發起人は、發起人たるの地位とは別に、普通一般人として、株式募集に應じて其の申込みを爲すことを妨げないのであります。

第十項 發起人に對する訴

株主總會に於いて發起人に對して、訴を提起することを決議したるとき、又は之を否決したる場合に於いては總會當日の三ヶ月前より引續いて、資本の十分の一以上に當る株式を有する株主が訴の提起を取締役に請求したるときは、會社は決議又は請求の日より一ヶ月内に、之を提起することを要するのであります(第一九七條)。

右の場合株主總會は、他人をして之を代表せしむることが出來ます(第一九七條第二項)。又此の

訴に付ては、株主總會の決議を経るに非ざれば、取下、和解若くは請求の放棄を爲すことが出來ません(同上)。尙此の請求は三ヶ月内に爲すことを要します(同上)。

更に右の訴に付ては、訴提起の請求を爲したる株主の議決の過半数の同意を須つに非ざれば、取下、和解、又は請求の放棄を爲すことが出來ません(同上)。

此の訴の請求を爲したる株主は、監査役の請求に依つて相當の擔保を供することを必要とし(同上)、斯くて此の訴に於いて會社が敗訴したるときは、訴を請求したる株主は會社に對してのみ損害賠償の責任を負ひ、發起人に對しては何等の責任をも負はぬのであります(同上)。

書式第二十二號

○株式募集狀

謹啓益々御多祥之段奉賀上候

陳者今回日本噴霧機株式會社創立可致候處同會社製造販賣ニ係ル「ピクリン」専用噴霧機ハ

絶對ニ他ニ類似品ナク又今後ト雖モ類似品ノ出現ヲ許サザルモノニシテ且ツ農林省米穀局ガ米價調節米保管上ニ於テ穀象虫殺害用トシテ絶對必要缺ク可ラザルモノニ有之候ノミカ進ンデ支那、南洋等ノ米産地ニモ大量需要ヲ有シ全ク時勢ノ要求ニ適應セル必需品ニ有之申候事トテ事業ノ有利安全ナルハ敢テ多言ヲ

俟タザル處ニ有之候就イテハ貴下ニ於カセラレテモ是非御賛成ノ上、株式御申込ノ上他ニモ廣ク御推獎ノ榮ヲ相得度別紙目論見書及ビ定款竝ニ株式御申込證用紙相添へ此段得貴意度申進候也 敬具

昭和 年 月 日
日本噴霧機株式會社創立事務所
創立委員長 氏 名

氏 名 殿

注意

起業ノ趣意書、起業目論見書、定款等ヲ附シテ株式申込證用紙ヲ送附スベキモノトス

書式第二十三號

目論見書

〇〇〇〇株式會社起

業目論見書

第一資 本

一金壹百萬圓也

總資本金

但シ全額拂込

其ノ用途左ノ如シ

金參拾萬圓也 何々工場、機械、工具、及ビ

附帶スル一切ノ設備、專賣特許第〇〇〇號

實用新案權第〇〇〇〇號及ビ第〇〇〇〇

〇號、並ニ營業權ノ買收金

金拾萬圓也 工場増設建築及ビ用地買收費

金拾萬圓也 新規機械購入費

金四千圓也 創立費

金四拾九萬六千圓也 運轉資金

第二 收支計算

收入ノ部

金壹百拾參萬四千圓也 〇〇〇〇〇竝ニ〇〇

〇〇賣上金

支出ノ部

金七拾參萬四千圓也 材料工費消耗費及ビ工

場經營費

金拾萬圓也 税金及ビ營業費

計金八拾參萬四千圓也

差引參拾萬圓也

第三 準備金及ビ利益金ノ處分

金參萬圓也 法定積立金

金參萬圓也 従業員賞與金及ビ退職救濟基金

金參萬圓也 役員賞與金

金參萬圓也 機械、機具、建物償却並ニ事業

擴張別途積立金

金拾五萬圓也 株主配當金(年壹割五分)

金參萬圓也 後期繰越金

注意

後記收支計算書ノ書式参照ノコト。

書式第二十四號

株金保管替及ビ

拂込銀行變更ニ關スル申請

〇株金拂込銀行(信託

會社)變更竝ニ拂込

金保管替許可申請

東京市〇〇區〇〇町〇番地

〇〇〇株式會社發起人總代

申請人 氏 名

申請ノ趣旨

〇〇〇株式會社拂込銀行(信託會社)ヲ東京市
〇〇區〇〇町〇〇番地株式會社〇〇銀行(又
ハ〇〇信託株式會社)ヨリ東京市〇〇區〇町
〇番地株式會社△△銀行(又ハ△△信託株式
會社)等ニ變更シ從ツテ其ノ拂込金保管場所
ヲ株式會社〇〇銀行(又ハ〇〇信託株式會社)
ヨリ株式會社△△銀行(又ハ△△信託株式會
社)ト爲スコトヲ許可ストノ御許可相成度候

申請ノ原因

東京市〇〇區〇〇町〇番地〇〇〇株式會社株
金拂込銀行ハ從來東京市〇〇區〇〇町〇丁目
〇番地〇〇銀行(又ハ〇〇〇信託會社)ナリ
シ處昭和〇〇年〇月〇日本社ヲ東中市〇〇區
〇町〇〇番地ニ移轉シタルニ依リ、前記拂込
場所ハ本社ヨリ遠隔ノ地ト成リ不便甚シク候
ヘバ申請趣旨ノ通り御許可相成度株金拂込金

保管替ヲ爲スニ付テモ同様ノ理由ニ基キ何卒
御許可相成度此段及申請候也

附屬書類

一、決議書(本社移轉)一通

右及申請候也

昭和 年 月 日

右 氏 名

東京區裁判所御中

書式第二十五號

株金第一回拂込

催告書

〇第壹回株金拂込催

告書

引受株數 參百株

此ノ第一回ノ拂込金額金參千七百五拾圓也

株式引受人 氏名 殿

書式第二十六號

株金第一回拂込

領收證

三錢收
入印紙

〇〇〇株式會社

第一回拂込金額

領收證

一金〇〇〇〇圓也

但シ株式〇〇〇株分一株ニ付金〇圓也

右ハ〇〇〇株式會社第一回拂込金トシテ正ニ

領收仕候也

追テ會社設立ノ上ハ此ノ領收證ト引換ニ株券

交付可仕候

但シ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也

內證據金貳千壹百圓也(壹株ニ付金七圓也)

額面ヲ超過スル金額 金壹千五百圓也

但シ壹株ニ付金五圓也

差引計金參千壹百五拾圓也

右御引受相成候當會社株式第壹回拂込ノ金額
及ビ額面ヲ超ユル金額、來ル昭和〇〇年〇月
〇日迄ニ當會社創立事務所又ハ〇〇銀行ニ御
拂込相成度定款〇〇條及ビ商法第百七十七條
ノ規定ニ從ヒ及催告候也

昭和 年 月 日

東京市〇〇區〇〇町〇番地

〇〇〇株式會社創立事務所

發起人 氏 名

(以下發起人全員ノ氏名ヲ列記ス)

東京市〇〇區〇町〇番地

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社株金拂込取扱所
〇〇〇〇〇〇銀行

氏 名 殿

書式第二十七號

株金第一回拂込

金領收報告書

〇〇〇株式會社第

一回拂込金領收報

告書

株主 氏 名

一金〇〇〇〇圓也

但シ株式〇〇〇株分

昭和 年 月 日

〇〇〇株式會社第一回拂込金取扱所

〇〇〇〇〇〇銀行

〇〇〇株式會社發起人御中

書式第二十八號

右附屬記入カ

第 號
昭和 年 月 日
金 額
圓
株 數
株 主 摘 要
株 主 摘 要

書式第二十九號

現物出資ニ依ル

物件引渡證

三錢收
入印紙

〇引 渡 證

一 東京市神田區連雀町十五番地

宅地參百五拾坪ノ地上權 但保存期間ノ定
メナシ

此ノ價格金七萬五千圓也

一 同市同區鎌倉町三番地

木造トタン葺二階建家屋壹棟 建坪九拾坪
印刷用機械八臺及ビ活字五千貫

此ノ價格金拾貳萬圓也

一 電話加入權參個 (神田局二〇〇一
番、同二〇〇二番、同二〇〇三番)

此ノ價格七千五百圓也

一 乘用自動車壹臺、貨物自動車壹臺

此ノ價格金壹萬五千圓也

一 アート紙菊版六十斤八百連

一 舶來Pザラ菊版三十三斤印刷紙二千連

此ノ價格金貳萬五千圓也

合計金貳拾四萬貳千五百圓也

右引渡候也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

何々株式會社發起人御中

書式第三十號

株金拂込及ビ失

權ニ關スル通知

○株金拂込催告及ビ失權ニ關スル通知

曩ニ貴殿ニ於テ御引受相成候株式第壹回拂込金（及ビ額面超過金）昭和〇〇年〇月〇日迄ニ御拂込有之度旨催告申上置候處右期間ヲ經過スルモ御拂込無之右本日ヨリ二週間以內ニ必ズ拂込相成度萬一右期間内ニ御拂込無之トキハ株式ノ御引受ニ依リテ得タル一切ノ權利ヲ喪失致スベク定款〇〇條及ビ商法第百七拾九條ノ規定ニ從ヒ此段及催告通知候也

昭和 年 月 日
東京市〇〇區〇〇町〇番地
〇〇〇株式會社創立事務所
發起人總代 氏 名

株式引受人
氏 名 殿

書式第三十一號

込金返還請求ノ催告

株式申込取消拂

○催告狀

陳者拙者儀昭和〇〇年〇月〇日貴會社ノ株式募集ニ際シ株式參百株ヲ引受ケ昭和〇〇年〇月〇日拂込ノ催告アリタルニヨリ第壹回拂込金參千七百五拾圓也（但シ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢）ヲ拂込ミ候モ會社ハ第壹回拂込ヲ爲サザル者多ク且ツ株式總數ノ引受アリタル日ヨリ既ニ壹ケ年餘ヲ經過スルモ其ノ拂込ヲ了セザル狀態ナルニ付該株式申込證ニ記載スル

要項ノ規定竝ニ商法ノ規定ニ遵ヒ茲ニ株式申込ヲ取消シ申候間拂込金參千七百五拾圓也ニ法定ノ利息ヲ附シ向フ壹週間内ニ御返還相成度此段及催告候也

昭和 年 月 日
東京市〇〇區〇〇町〇丁目〇番地
〇〇〇株式會社株式引受人
催告人 氏 名

○訴 狀

東京市〇〇區〇〇町〇丁目〇番地
著作業
原告 氏 名

東京市〇〇區〇〇町〇番地
會社員
被告 氏 名

〇〇〇株式會社發起人
被告 氏 名

東京市〇〇區〇〇町〇番地
職業不詳
〇〇〇株式會社發起人
被告 氏 名

（以下發起人全部ヲ列記ス）

株式申込取消及ビ拂込金返還請求ノ訴
一、訴訟物價格 金參千七百五拾圓也

書式第三十二號

株式申込取消、

拂込金返還請求ノ訴

第二章 株式會社

〇〇〇株式會社發起人氏名殿
（發起人全員ノ氏名ヲ列記ス）
注 意
内容證明郵便ニテ差出スベキガ故ニ同文ノモノ三通ヲ作成スルヲ要ス

請求ノ趣旨

一、貼用印紙 金 圓 錢也

被告等ハ連帶シテ原告ニ對シテ〇〇〇株式會社第一回拂込金參千七百五拾圓也ヲ昭和〇〇年〇月〇日ヨリ完済ニ至ル迄ノ法定利息ヲ附シ返還スベシ尙訴訟費用ハ被告等ノ負擔トストノ御判決ヲ乞フ

尙本訴ハ原告ニ於イテ擔保ヲ提供スルコトヲ條件トシテ假執行ノ御宣言相成度候

請求ノ原因

被告等ハ昭和〇〇年〇月〇日〇〇株式會社發起人ト成リ其ノ設立ヲ發起シテ株主ヲ募集シタリ、依テ原告ハ被告等ノ勸告ニ依リ昭和〇〇年〇月〇日〇〇株式會社株式參百株ヲ引受ケ、昭和〇〇年〇月〇日拂込ノ催告アリタル故第一回株金參千七百五拾圓（壹株金拾

貳圓五拾錢也）ヲ昭和〇〇年〇月〇日拂込ミタリ

然ルトコロ右會社ハ第一回拂込ヲ爲サザル者多ク且ツ株式總數ノ引受アリタル時ヨリ豫期ノ期間ヲ經過スルモ其ノ拂込ミヲ完了セザル状態ニアリ依テ原告ハ株式申込規定第〇〇項定款第〇〇條及ビ商法第百七十五條第二項第七號ノ規定ニ從ヒ昭和〇〇年〇月〇日被告等ニ對シ内容證明郵便ヲ以テ株式ノ引受ヲ取消シ、既ニ拂込ミタル金額參千七百五拾圓也ノ返還ト之ニ對スル法定利息ノ給付ヲ求メタルモ被告等ハ之ニ應ゼズ因ツテ本訴ニ及ブ次第ニ有之候

證據及ビ附屬書類

一、定款寫

一通

一、株式申込證

一通

一、拂込金領收證

一通

一、申込ヲ取消シタル書面寫

一通

尙他ノ證據ニ付テハ口頭辯論ノ際便宜提出ス

昭和 年 月 日

右原告 氏

名

東京民事地方裁判所々長判事

氏 名 殿

第五款 創立總會

第一項 總會招集

各株に付て第一回の拂込及び現物出資の給付が完了したるときは、發起人は遅滞なく、創立總會を招集せねばなりません（第一八〇條第一項）。創立總會には、株主總會の規定が準用されるのであるが、改正會社法は此の點に付ても、綿密なる規定を設けました。

招集者は勿論發起人であります。發起人が永く之を招集しない場合には、株式引受人は申込みを取消すことが出来るのであります。

招集は創立總會の當日より、二週間以前に各株主に對して、其の通知を爲すことを要します。

此の通知には會議の目的たる事項を記載せねばなりません（第二三二條第一項及第二項）。

第二項 總會の場所

改正會社法は、創立總會は定款に別段の定めある場合を除くの外は、本店の所在地、又は之に隣接する地に於て招集することを要すと致しました（第二三三條）。之は從來發起人が創立總會を、又は締役が一般の總會を招集する場合に、事務所を東京に置くにも拘らず、總會の席上不正を摘發されるのを恐れ、或は一味徒黨の株主のみを以て唯自己にのみ利益となる決議を爲すため態々樺太とか朝鮮とか、又は秩父の山奥等に於いて開會するが如き、不都合なる脱法行爲を爲す實例があつたのに鑑みて、斯く規定致したのであります。

第三項 決議の方法

創立總會には株式引受人の半數以上にして、資本の半額以上を引受けたるものが出席して、其の議決權の過半數を以て、一切の決議を爲さねばなりません（第一八〇條第二項）。

第四項 議決權の代理

株主は代理人を以て其の議決權を行使することも出來ます。但し代理人は代理權を證明するに

足る書類を會社に差出すことを要します（第二三九條第三項）。

總會の決議に付て、特別の利害關係を有する者は、議決權を行ふことが出來ません（第一三九條第四項）。而して此の議決權を行使することの出來ない議決權、即ち利害關係を有するものは議決權の總數に算入しないことに規定してあります（第二四〇條）。

各株主は一株に就いて、夫々一個の議決權を有するのでありますが、十一株以上を有する株主の議決權は、定款を以て之を制限することも出來るし、又株式の譲受を株主名簿に記載したる後六ヶ月を超えざる株主には、議決權なきものとすることも出來ます（第二四一條第一項）。之は總會の直前に、株式を買收して俄作りの株主となり、總會に於いて非違を遂げんとする、所謂會社喰等の總會荒しを封じたものであります。

會社は會社自身が有する株式、即ち自己の株式に付ては議決權を持つことは出來ません（第二四一條第二項）。

尙創立總會に於いても、總會の延期とか、又は續行の議決を爲すことも出來ますが、此の場合には第二三三條の通知に關する規定は適用されません（第二四三條）。

第五項 議事録

凡べて總會の議事に付ては、議事録を作ることと必要と致します。議事録には議事の経過の要領及び其の結果を記載し、議長並に出席したる取締役、及び監査役が之に署名するとを要します（第二四四條）。

第六項 決議の取消無効及び變更の訴

總會の招集の手續、又は其の決議の方法が、法令若くは定款に違反し、又は著しく不公正なるときは、株主、取締役又は監査役は、訴を以て決議の取消を請求することが出来ます。

決議が法定の數、法定の資本額に達せざる場合にも亦同じであります（第二四七條、第三四三條）。此の訴の管轄は、本店所在地の地方裁判所でありまして、無効とする判決は、第三者に對しても效力があり、原告敗訴の損害賠償の規定は、皆此の場合に準用されるのであります（第二四七條第二項）。

因に準用とは或事項の規定を、之と類似せる或他の事項に應用すると云ふ法律の術語であります。

決議取消の訴を爲す場合には決議の日から、一ヶ月以内に之を提起せねばなりません。口頭辯論は其の期間經過後に開始されることに成つて居ります（第二四八條）。

決議した事項の登記を完了した場合に於いて、決議取消の判決が確定したならば、本店及び支店の所在地に於いて、其の登記を爲すことを要します（第二五〇條）。

株主が決議取消の訴を提起した場合には、會社の請求あるときは、相當の擔保を供することを必要と致します。但し其の株主が取締役、又は監査役なる場合には之を必要と致しません（第二四九條）。

決議取消の訴が提起された場合に於いて、決議の内容が會社の現況其他一切の事情を參酌し、其の取消を不當と認むるときは、裁判所は請求を棄却することが出来ます（第二五一條）。

訴の管轄（第八八條）、訴の併合並に訴提起の公告義務（第一〇五條第三項、第四項）、無効の場合の效力並に原告敗訴の場合の損害賠償義務（第一〇九條）、訴の提起と擔保の請求（第二四九條）、決議事項の登記ある場合の效力（第二五〇條）等の規定は、總べて總會の決議の内容が、法令又は定款に違反することを理由として、決議の無効の確認を請求する訴に之を準用致します（第二五二條）。

此の決議無効確認の訴は通常の確認訴訟と性質を異にし、其の判決は當事者以外にも效力を及ぼします。即ち對人的でなく對世的であります。

株主が總會の決議に付て、特別の利害關係を有することを事由として、議決權を行使することが出来なかつた場合に於いて、決議が著しく不當にして、其の株主が議決權を行使したならば、之が決議を阻止することを得べかりしものなるに於いては、其の株主は訴を以て、決議の取消又は變更を請求することが出来ます(第二五三條第一項)。

尙第八八條、第一〇五條第三項、第四項、第九九條及び第二四八條乃至第二五〇條の規定は、前項の訴に準用されるのであります。

第七項 創立總會の專屬事項

總べて總會は會社の目的を達するに、必要なる一切の事項に付て、之を議決し得る權限を有して居りますから、種々の事項を取扱ひますが、次の諸事項は、特に之を創立總會の專屬事項と致します。

第一 發起人が検査役の選任を、裁判所に申請したるときは、其の検査役の報告書を創立總會に提出せねばなりません(第一八一條)。

第二 發起人は會社の創立に關する事項を創立總會に於いて報告せねばなりません(第一八二條)。

第三 取締役及び監査役を是非とも、選任せねばなりません(第一八三條)。

第四 選任された取締役及び監査役は、左の事項を調査し、之を創立總會に報告せねばなりません(第一八四條第一項及第二項)。

- 一 株式總數の引受があつたか如何か。
- 二 第一回の拂込が完全に行はれたか如何か。又現物出資があつた場合に、それが完全に給付されたか如何か。
- 三 發起人が検査役の選任を、裁判所に申請したる場合には、其の検査役の報告書を調査し、創立總會に意見を報告せねばなりません。

第五 取締役及び監査役中、發起人より選任せられたものがあるときは、創立總會は特に検査役を選任し、前記第四の事項を調査及び報告させねばならぬのであります。

第六 調査に基く變更

創立總會に於いては、

- 一 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名。
 - 二 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格並に之に對して與ふる株式の種類及び數。
 - 三 會社の成立後に、讓受くることを約したる財産、其の價格、及び讓渡人の氏名。
 - 四 會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬の額。
 - 五 等も、不當と認めたるときは、決議に依つて之を變更することが出來ますし、此の變更を不服とする發起人は株式の引受を取消することも出來、又更に變更案に基いて、案を建て直し、會社設立の手續を續行することも出來ます(第一八五條)。
 - 五 定款の變更、又は設立の廢止を決議することも出來ます。而も斯かる重大決議が、此の場合に於いては招集の通知狀に其の旨を記載せざるも行ひ得るのであります(第一八七條)。
- 以上が、創立總會に專屬する特有性の事項であります。

書式第三十三號

發起設立ノ場合

ニ於ケル取締役及ビ監査役選任決議書

○取締役及ビ監査役

選任決議書

昭和〇〇年〇月〇日〇〇〇株式會社本社ニ於
イテ本社取締役及ビ監査役選任ニ關シ發起人
全員出席シ其ノ總數貳萬箇ノ議決權ヲ以テ左
ノ通り決議ス

- 一 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇四名ヲ取締役
ニ選任ス
 - 一 〇〇、〇〇ノ二名ヲ監査役ニ選任ス
- 右決議ス

昭和 年 月 日

第二章 株式會社

發起人 氏

名(印)

(以下全員列記署名調印スルモノトス)

書式第三十四號

發起設立ノ場合

ノ検査役選任申請書

○株式會社第一回拂
込調査ニ付検査役
選任ノ申請

東京市〇〇區〇〇町〇番地
〇〇〇株式會社取締役
申請人 氏 名
(以下取締役全員列記)
申請ノ趣旨

第二章 株式會社

左ノ事項調査ノタメ検査役選任相成度候

検査ノ目的

検査ノ目的次ノ如シ

- 一 發起人が受クベキ特別ノ利益及ビ之ヲ受クベキ者ノ當否
 - 二 現物出資ヲ爲ス者ノ出資ノ目的タル財産、其ノ價格竝ニ之ニ對シテ與フル株式ノ數ノ當否
 - 三 會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及ビ其ノ價格ノ當否
 - 四 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及ビ發起人が受クベキ報酬ノ當否
 - 五 第一回拂込ガ完全ニ行ハレタルヤ否ヤ
- 申請ノ理由
- 右〇〇〇株式會社ハ資本ノ總額金壹百萬圓一株ノ金額五拾圓（内金拾貳圓五拾錢拂込）ヲ

一〇二

以テ〇〇〇事業ヲ營ムコトヲ目的トシ、昭和〇〇年〇月〇日定款ヲ制定シ昭和〇〇年〇月〇日發起人八名ニ於イテ其ノ株式總數ヲ引受ケ昭和〇〇年〇月〇日申請人等ハ是ガ取締役ニ選任セラレタリ依テ商法第七十三條ノ規定ニ遵ヒ前記事項御調査ノタメ茲ニ検査役選任ノ儀及申請候也

昭和 年 月 日

申請人 氏 名

（以下全取締役署名調印スルモノトス）

東京民事地方裁判所々長判事氏名殿

書式第三十五號

募集設立ノ場合

ニ於ケル検査役選任申請書

〇株式會社設立ニ付

検査役選任申請

東京市〇〇區〇〇町〇番地

〇〇〇株式會社創立委員長

發起人 氏 名

申請ノ趣旨

左記事項調査ノタメ検査役御選任相成度候也

検査ノ目的

検査ノ目的事項左ノ如シ

-
 -
 -
- （目的事項ヲ定款ニ基キ箇條書ニ掲グルコト前例ノ如クス）
- 申請ノ理由

第二章 株式會社

拙者儀等今般資本金壹百萬圓（内第一回四分ノ一拂込）ヲ以テ〇〇〇株式會社ヲ設立スルニ付定款ヲ以テ前記ニ掲ゲル事項ヲ相定メ候ニ付之ガ調査ノタメ検査役御選任相成度商法第百八十一條第一項ノ規定ニ遵ヒ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請人 氏 名

東京民事地方裁判所々長判事氏名殿

書式第三十六號

創立總會招集通知書

〇總會通知狀

總會ノ目的

一〇三

第二章 株式會社

一 議案第一號 會社創立ニ關スル事項報告ノ件

二 同第二號 定款承認ノ件

三 同第三號 取締役監査役選任ノ件

四 同第四號 取締役中ヨリ會社ヲ代表スベキ取締役選任ノ件

五 同第五號 檢査役選任ノ件

六 同第六號 商法第百八十四條ノ規定ニ

依ル事項調査報告ノ件

右ノ事項ニ依リ昭和〇〇年〇月〇日午前十時
東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地丸ビル六階
第六十八號室ニ於イテ當社創立總會招集致候
間御出席有之度御通知申上候也

昭和 年 月 日

東京市日本橋區本町一丁目八番地
〇〇〇株式會社創立事務所

一〇四

創立委員長 發起人氏名
株式引受人氏名殿

書式第三十七號

募集設立ノ場合

ニ創立總會ニ於イテ發起人ノ爲ス創立
事項報告書

〇日本噴霧機株式會社

社創立事項報告書

日本噴霧機株式會社創立總會ニ於テ其ノ創立
ニ關スル事項ヲ報告スルコト左ノ如シ

一 當會社ノ目的ハ定款第三條ニ規定スルト
コロニシテ主トシテ米穀害虫驅除用毒瓦斯
噴霧機ノ製造販賣ヲ爲スモノナルガ專賣特
許品ノコトトテ他ニ類似品ノ出現ヲ許サズ
而モ現ニ官當局者ハ勿論一般倉庫業者ノ垂

涎措カザルトロコノモノナレバ大量ノ需要
アルハ吾人ノ嘸々ヲ俟タズ

二 資本金ハ金壹百萬圓トシ之ヲ五萬株ニ分
チ壹株ヲ貳拾圓一時拂込ミトシタルガ之ニ
テ事業ハ充分遂行スルヲ得テ豫期ノ目的ヲ
達シ得ルモノナルコトヲ確信ス

三 資本ノ總額壹百萬圓、此ノ株式數五萬株
其ノ内五千株ヲ現物出資者ニ與ヘ參萬壹千
株ヲ發起人ニ於イテ引受ケ残り壹萬四千株
ニ付テ廣ク株主ヲ募集シタル處本社事業ノ
有望ニシテ而モ將來性ノ凡ナラザルニ著眼
スル者多ク斯クテ昭和〇〇年〇月〇日募集
廣告ヲ爲シテヨリ僅ニ一週間ニシテ滿株ニ
達スルノ盛況ヲ見タリ

四 依テ發起人ハ募集ヲメ切リ昭和〇〇年〇
月〇日株式引受人ニ對シテ其ノ旨ノ通知ヲ

第二章 株式會社

爲シタリ

五 昭和〇〇年〇月〇日株式引受人ニ對シ定
款第七條ニ依ル金額ノ拂込ヲ爲ス可キ旨ヲ
催告シタル處引受人ハ先ヲ爭ツテ拂込ヲ實
行シ昭和〇〇年〇月〇日迄僅五日ニシテ全
部拂込ヲ完了シタリ

六 右ノ外左ノ事項ハ發起人ニ於イテ最モ公
正ナリト信ジテ提案シタルモノナリ

一 會社ガ設立ノ際ニ於イテ現物出資ヲ爲
ス者ニ對シテ與フル株式ノ數
五千株

二 會社ノ成立後讓受クルコトヲ約シタル
財産ノ價格
〇〇〇〇〇圓

三 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費
壹萬圓也

一〇五

- 4 發起人等ガ受クベキ報酬
金貳萬圓也
- 5 毎配當期ニ受クル發起人某々ノ創立功
勞金
〇〇〇〇圓也

右日本噴霧機株式會社創立ニ關スル事項商法
第百八十二條ニ依リ報告致候也

第八項 創立總會の實際

創立總會の實際は、大體次の如くにして行はれるのであります。

議案

- 第一號議案 會社創立ニ關スル事項報告ノ件
- 第二號議案 定款承認ノ件
- 第三號議案 取締役監査役選任ノ件
- 第四號議案 取締役中ヨリ會社ヲ代表スベキ

議事

- 取締役選任ノ件
- 第五號議案 檢査役選任ノ件
- 第六號議案 商法第百八十四條ノ規定ニ依ル
事項調査報告ノ件

昭和 年 月 日
日本噴霧機株式會社
創立發起人總代 氏名
株主各位殿
注意
右ハ商法第一八二條ニ依ル報告トス

午前正十時開會

議長（郷誠之介）

諸君今回ハ本社ノ事業ニ御賛同ヲ賜リ、又本
日ハ、御多用ノ處ヲ御臨席下サイマシテ、誠
ニ感謝ニ堪エマセン。謹ンデ御禮申上マス。

（會場ニ掲示ス）

一、株主出席數 五八〇名（委任狀共）
但シ總株主數七百五拾名
二、株 數 四萬二千株
但シ總株數五萬株

此處ニ掲ゲマシタ通りデ、出席株主及ビ其ノ
株數ハ法定數ニ達シテ居リマスカラ之ヨリ議
事ヲ進メマス。

不肖僭越ノ段ハ恐縮ニ存ジマスガ、發起人ヲ
代表シテ一時議長席ヲ汚サセテ戴キマス。
先ヅ第一號議案トシテ、お手許ニ差上ゲテア

ル

創立ニ關スル事項報告ノ件

之ヲ書記ニ朗讀サセマスカラ、御承認ヲ願ヒ
マス（書記朗讀）。

議長 斯様ナ譯デ、發起人一同ハ、最モ公正
ナリト信ジテ、各位ノ前ニ之ヲ提案致シタ次
第デアリマス。是非御承認ヲ願ヒマス。

- 株主 原案賛成。
- 株主 賛成、異議ナシ。
- 株主 賛成、異議ナシ。

（拍手湧ク）

ソレデハ第一號議案ハ御承認下サレタモノト
認メ、次ニ第二號議案

定款承認ノ件

ニ移リマス。定款ハ曩ニ御手許ニ差上ゲテ置
キマシタガ、只今朗讀致サセマス。

株主 御省略願ヒマス。

株主 賛成。

議長 夫デハ省略シテ、採決ニ入りマスガ、之ハ會社ノ生命ト成ルベキ大切ノモノデスカラ、皆様ノ御高見ニ依ツテ、充分ニ検討ヲ加ヘ、變更スベキハ變更致シタイト思ヒマス。

(答フルモノナシ)

議長 御異議ガナイヤウニオ見受け致シマスガ如何デセウ。

株主 異議ナシ。

株主 賛成。

議長 夫レデハ第二號案モ御承認ト決定致シ次ニ第三號案

取締役監査役選任ノ件

株主(大村富衛氏) 詮衡委員ヲ議長カラ、御指名願ヒタイト思ヒマス。

株主 賛成。

株主 賛成、々々。

議長 夫レデハ私カラ三名乃至五名ノ詮衡委員ヲ御依頼申スコトニ致シマス。而シテ茲ニ特ニオ願ヒ致シマスコトハ取締役ハ定款ニ五名以内、監査役ハ參名以内ト成ツテ居リマスガ、取締役ノ内、實ハ當社ノ事業ニ善處スル最好ノ人物ヲ得テ專務ト致シタク、發起人其ノ他株主中ノ有志ノ方々トモ、種々協議、物色中デアリマスガ、遺憾乍ラ今日迄適當ナ人物ガ得ラレマセン。ソレデ今日ハ取締役ハ四名ノ選任ヲオ願ヒ致シテ置キ、一名ハ空席ト致シ、他日ニ譲リタイト思ヒマス。監査役ハ三名トアリマスガ、之モ二名オ願ヒ致シテ置キ他日適當ノ常任監査役ヲ一名入レタイト思ヒマス。之ダケ御承認ヲ願ツテ置キマス。

株主 議長一任。

株主 夫デ結構。

株主(大村日出雄氏) 詮衡員ハ五名トシテ戴キマス。

議長 夫デハ第四號案

取締役中ヨリ會社ヲ代表スベキ取締役選任ノ件

ラ、之ヲモ第三號案ト共ニ包括シテ議題ト致シタイト思ヒマスガ如何デセウカ。

株主 異議ナシ。

株主 賛成、々々。

議長 ソレデハ株主各位ノ御意見ニ依リ詮衡委員ヲ五名私カラオ願スルコトニ致シマス。

佐藤參郎君 大村務君 栗橋義雄君 末木

正治君 宿田龜之助君

以上ノ五人ノオ方ニオ願ヒ申上マス。何卒然

ルベク御詮衡願ヒマス。

次ニ第五號、第六號ノ兩議案ヲ一括シテ同時ニ議決シテ戴キマス。

検査役選任ノ件

商法第百八十四條ノ規定ニ依ル事項調査報告ノ件

此ノ検査役ノ御選任ヲ願ヒ、同時ニ商法ノ規定ニ依ツテ、總ベテノ事項ノ御調査ヲ休憩時間中ニオ願ヒ出來レバ至極結構ト存ジマス。

株主 結構デス。

株主 賛成、々々。

議長 夫デハ検査役ヲ。株主 三名位ガ良イト思ヒマス。議長ノ指名ヲ願ヒマス。

議長 夫デハ宿田榮一郎君、結城豊三郎君、高島嘉治衛門君ノ三人ニオ願致シマス。

株主 異議ナシ。

議長 姑ク休憩致シマス。

休憩 正午

再會 ○時四十分

議長 オ待タセ致シマシタ。之カラ再開致シマス。

株主(岩崎彌多郎氏) 議長ツ……

議長 一寸オ待チ下サイ。第三號議案、第四號議案ニ對スル御報告ヲ申上ゲ、第五號議案及ビ第六號議案ノ検査役ノ……

株主(岩崎彌多郎氏) イヤ緊急動議トシテ其ノ前ニ特ニ一言サセテ戴カンケレバナリマセシ。先程議長ノ御意見トシテ取締役中一名ヲ保留シ、大ニ手腕家ヲトノコトデアリマスガ貴下ハ謂ハバ此ノ會社ノ産ミノ親デモアリ、大株ヲモオ持ニ成リ、此ノ會社ト運命ヲ共ニ

シヨウトスル御決心ノオ方ナノデスカラ、貴下ガ一ツ専務兼社長ト成ツテ思フ存分手腕ヲ揮ツテハ戴ケマセンカ。

株主 同感。

議長 御厚意ハ誠ニ忝ナウ存ジマス。併シ偶々改正會社法モ制定サレタ際デアリ、本社モ隆々發展ノ活躍ヲ期シテ居ル時デアリマスカラ、私如キ老耄ハ遠慮サセテ戴キタク御座キマス。特ニ本事業ノ骨子ト成ル「ピクリン」噴霧機ハ歐米ノ發明先進國ニ於イテサヘ全ク類似品ナク、從ツテ世界ノ市場ヘ向ツテ大量輸出ノ利クコトハ必定デスシ、又内地向ト致シマシテモ、初メハ農林省米穀局ノ御用ヲ勤メサセテ戴ク私案デスガ、近キ將來ニ於イテ民間倉庫會社ニシテ、政府米ノ保管寄託ヲ受ケテ居ル幾千ノ多數者ヨリ、註文アルハ必定

デ、斯ウシタ有望ニシテ潑刺タル元氣ニ滿チ滿チタル事業ヲ營ム會社ト、私ノ老耄トハ全く不釣合デ、提灯ヲ以テ吊鐘ノ役ヲ勤メサセルヤウナモノデスカラ、是非辭退サセテ戴キマス。兎ニ角新進氣鋭ノ手腕アル青年專務ヲ選任シテ私ノ片腕ト爲スコトヲ熱望致シテ居リマス。

株主 年ノ若イ青ニオデハ……

株主 若イ老人モアリマスカラナア……

議長 只今詮衡委員カラ詮衡ノ結果ヲ申上マス。

詮衡委員 御指命ニ從ヒ、取締役ハ四名、監査役ハ二名詮衡致シマシタ。

取締役トシテ、郷誠之介君、宿谷高彦君、佐藤參郎君、大村日出雄君ノ四人ノオ方。

監査役トシテ益田高君、鈴木琢磨君ノオ二方

ヲオ願致スコトニ決定致シマシタ。尙益田氏ハ株主デハアリマセンガ、練達堪能ノ士トシテオ願ヒ致シマシタ。ソシテ代表取締役ハ御老體(笑聲起ル)デ恐入りマスガ郷サンニオ願ヒ致シマス。

(拍手湧ク)

議長 夫デハ以上御承認ト決定致シ、次ニ第六號議案ニ移リ、検査役ニ商法第百八十四條ノ御報告ヲオ願ヒ致シマス。

(此ノ時報告アリ。報告略ス、書式第三十八號參照)

議長 以上検査役御報告ノ通りデアリマス。

株主(米山氏) 報告異議ナシ。

株主 異議ナシ。

(拍手湧ク)

議長 御承認ト認メマス。之デ全部ノ議案ガ

議了サレ、御承認ヲ得マシタ。多數株主各位ガ、「ピクリン」噴霧機ニ御共鳴下サツテ、甚大ナル御後援ヲ下サツタ結果、斯クモ堅實ナル會社ガ短期ノ間ニ容易ニ出來上リマシタ。才蔭ニ依リマシテ本社ノ隆昌ハ固ヨリデアリマスガ、更ニ進ンデ年々蟲害ヲ被ル、大約年二百萬石ノ米穀ガ救ハレルコトニ成リマス。會テ有馬農相ガ「深川ノ濱崎町デハ、倉庫ニハ米ガ一杯山積サレ、穀象虫奴ガ生活ノ安定ヲ得テ所謂暖衣飽食、良イ氣持ニ成ツテ、思フ存分喰ヒ荒シテ居ルガ、其ノ附近ニ住ム生活上惠マレナイ人達ニハ、ソレヲ喰ハシテヤル譯ニハ行カナイ。虫ニ喰ハセテモ、人間ニ喰ハセラレヌトハマ、ナラヌ世ノ中ダ。之ガ浮世ト云フモノ哉。」ト歎聲ヲ漏サレタガ、今後ハ吾ガ社ガ此ノ「ピクリン」毒瓦斯噴霧機ヲ

製造スルコトニ依ツテ、良ク之ガ害蟲ヲ退治スルガ故ニ、人間ノ口ノ方へ自然ニ其ノ米ガ廻ツテ行クコト、ナリ、有馬閣下モオ欣ビニナリ、又日本全國ノ利益ト成ツテ國民一同ガ喜ブコト、ナリマス。マアオ芽出タイコトデ御座キマス。株主諸君ニ感謝スルト共ニ、併セテ本社ノ前途ヲ祝福シ、是デオ開キヲ願フコトニ致シマス。

拍手暫クノ間雷ノ如ク鳴リ、株主一同大満足ニテ解散ス。時ニ午後二時二十五分

書式第三十八號

會社創立ニ關ス

ル取締役及ビ監査役若クハ検査役ノ報告

○報告書

昭和〇〇年〇月〇日午前十時東京市〇〇區〇

〇町〇番地本社ニ於イテ開催シタル〇〇〇株式會社創立總會ニ於テ下名列記ノ者ハ取締役監査役(又ハ検査役)ニ選任セラレタルヲ以テ商法第一八四條ノ規定ニ從ヒ發起人ノ設立事項ノ報告ニ基キ株式申込證第一回株金取扱所〇〇信託株式會社保管ニカ、ル現金以外ノ現物出資ノ目的タル財産、其ノ價格、會社設立ニ關スル費用ノ帳簿、領收證等ニ付テ詳細調査ヲ爲シタル結果ハ左ノ如シ

一 株式總數ハ定款〇〇條ニ掲グル如クハシテ其ノ引受左ノ如シ

- 萬株 株式總數
- 萬〇千株 發起人引受株數
- 百株 發起人ニ與フル株式數

第二章 株式會社

○萬〇千株 一般公募株數トシテ引受アリタル株數

昭和〇〇年〇月〇日迄ニ株數ノ引受アリタルコトヲ確認ス

- 二 右引受株數ニ付第一回拂込左ノ如シ
- 萬〇千〇百圓也 第一回拂込金
 - 〇萬株也 但シ株式總數

- 内 譯
- 〇株也 發起人ニ與フルモノ
 - 〇株也 現物出資者ヘノ給付ニ充ツル株式
 - 萬〇千〇百株也 差引第一回ノ拂込ヲ要スル株式
 - 〇萬〇千〇百圓也 右拂込金トス
- (額面超過額ヲ以テ發行シタルトキハ之ヲモ加算記載ス)

右ハ昭和〇〇年〇月〇日拂込ヲ終リタルモノト確認ス尙現物出資ニ因ルモノモ既ニ完全ナル給付アリ

三 發起人が受クベキ特殊ノ利益、現物出資ノ目的タル財産、其ノ價格、並ニ之ニ對シテ與フル株式ノ數、會社ノ負擔ニ歸スベキ創立費用、發起人カ受クベキ報酬ハ何レモ正當ナリト認定ス

以上〇〇〇株式會社ノ創立ニ關スル事項ヲ調査シ商法第百八十四條ニ遵ヒ及報告候也

昭和 年 月 日

〇〇株式會社取締役

氏 名

(以下全取締役署名調印ノ事)

同 監査役

氏 名

(同前)

「若クハ」〇〇株式會社検査役

氏 名

(同前)

書式第三十九號

検査役選任決議書

〇検査役選任決議書

昭和〇〇年〇月〇日當會社創立總會ニ於テ取締役及ビ監査役中發起人ヨリ選任セラレタルモノアリタルニ依リ商法第百八十四條ニ遵ヒ左記検査役ヲ選任シ同條第一項及第二項ノ事項ヲ調査報告セシム

一 氏名、氏名、氏名ノ三名ヲ發起人ニ非ザ

ル株主中ヨリ検査役ニ選任ス

右決議スルモノナリ

昭和 年 月 日

〇〇株式會社創立總會出席株主

氏 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名 名

書式第四十號

發起人ニ對スル

損害賠償ノ訴狀

〇訴 狀

東京市〇〇〇區〇町〇丁目〇番地

原告 〇〇〇株式會社

第二章 株式會社

右法定代理人取締役氏名

東京市〇〇〇區〇町〇番地

元〇〇株式會社發起人

被告 氏 名

(以下發起人全員ノ住所氏名ヲ列記ス)

損害賠償請求ノ訴

請求ノ趣旨

被告ハ連帶シテ原告ニ對シ金八百圓也ヲ支拂フベシ

訴訟費用ハ被告等ノ負擔トストノ判決ヲ乞フ

訴訟物ノ價格 金八百圓也

尙本訴ニ付テハ擔保ヲ提供スルコトヲ條件トシテ假執行ノ御宣言相成度候

請求ノ原因

原告會社ハ昭和〇〇年〇月〇日ノ創立ニカ、

リ被告等ハ之ガ發起人トシテ創立事務ヲ執リ
タルモノニ有之候然ルニ會社設立後ニ創立費
用ヲ調査スルニ會社ノ負擔ニ歸スベキ創立費
ハ定款〇〇條ニ明記スルガ如ク金參千圓ナル
ニ拘ラズ實際ノ支出ニハ金參千八百圓ヲ支出
シテ被告ハ發起人トシテノ任務ニ反キ不當
支出ヲ敢テシ創立總會ノ承諾ヲモ求メズ依テ
其ノ賠償ヲ求ムルタメ本訴請求ニ及ブ次第ニ
有之候

證據方法

- 一、定款寫 一通
- 一、創立費支出簿 一冊
- 一、受取證 一冊
- 一、創立總會決議錄 一通

右訴訟提起致候也

昭和 年 月 日

右原告 ○○○株式會社取締役

氏 名

東京區裁判所御中

注意

第三者ガ發起人ニ對シテ爲ス損害賠償請求
ノ場合モ略右ト同一ナルガ故ニ此ノ書式ニ準
ズレバ可ナリ

書式第四十一號

決議取消ノ訴

○訴 狀

東京市○○區○○町○番地

原告 氏 名

東京市○○區○○町○番地

被告 ○○株式會社

右法定代理人取締役氏名

決議取消ノ訴

請求ノ趣旨

昭和○○年○○月○○日○○株式會社總會ニ於テ
爲シタル決議ヲ取消ス
訴訟費用ハ被告ノ負擔トス
右ノ通り御判決ヲ求ム

請求ノ原因

原告ハ○○株式會社參拾株ノ株主ナリ
昭和○○年○○月○○日○○株式會社創立總會ヲ
開催シ會社ハ成立シタルモ○○株式會社創立
總會通知ハ昭和○○年○○月○○日ノ發送ニカ、
リ總會當日ハ昭和○○年○○月○○日午前○時ニ
シテ此ノ間二週間ノ期間ヲ缺キ商法第百八十
條第三項ニ違背スル違法行爲ナルニ依リ決議
ハ當然取消サル可キモノナリ依テ第二百四十
八條第一項ニ遵ヒ茲ニ本訴ニ及ビ候也

附 屬 書 類

- 一 會社ヨリ發送ノ該通知書 一通
 - 一 資格證明書 一通
- 右訴提起致候也

昭和 年 月 日

右

原告 氏 名

東京民事地方裁判所々長判事氏名殿

書式第四十二號

擔保請求書

○擔保請求書

東京市○○區○○町○番地

擔保請求人 ○○株式會社

右法定代理人 取締役氏名

氏名ハ○○株式會社株式三十株ノ株主トシテ

〇〇株式會社ニ對シ創立總會決議取消ノ訴訟ヲ東京民事地方裁判所ニ提出シ同裁判所昭和〇〇年(ア)第〇〇號總會決議取消請求事件トシテ第〇部ニ繫屬中ニ有之候ニ付テハ商法第二百四十九條ノ規定ニ從ヒ御裁判所ニ於テ相當程度ト認ムベキ擔保ヲ提供スベキコトヲ御下命相成度此段及請求候也

附屬書類
資格證明書
昭和 年 月 日
一通

擔保請求者 〇〇株式會社
右法定代理人 氏 名[㊟]
東京民事地方裁判所御中

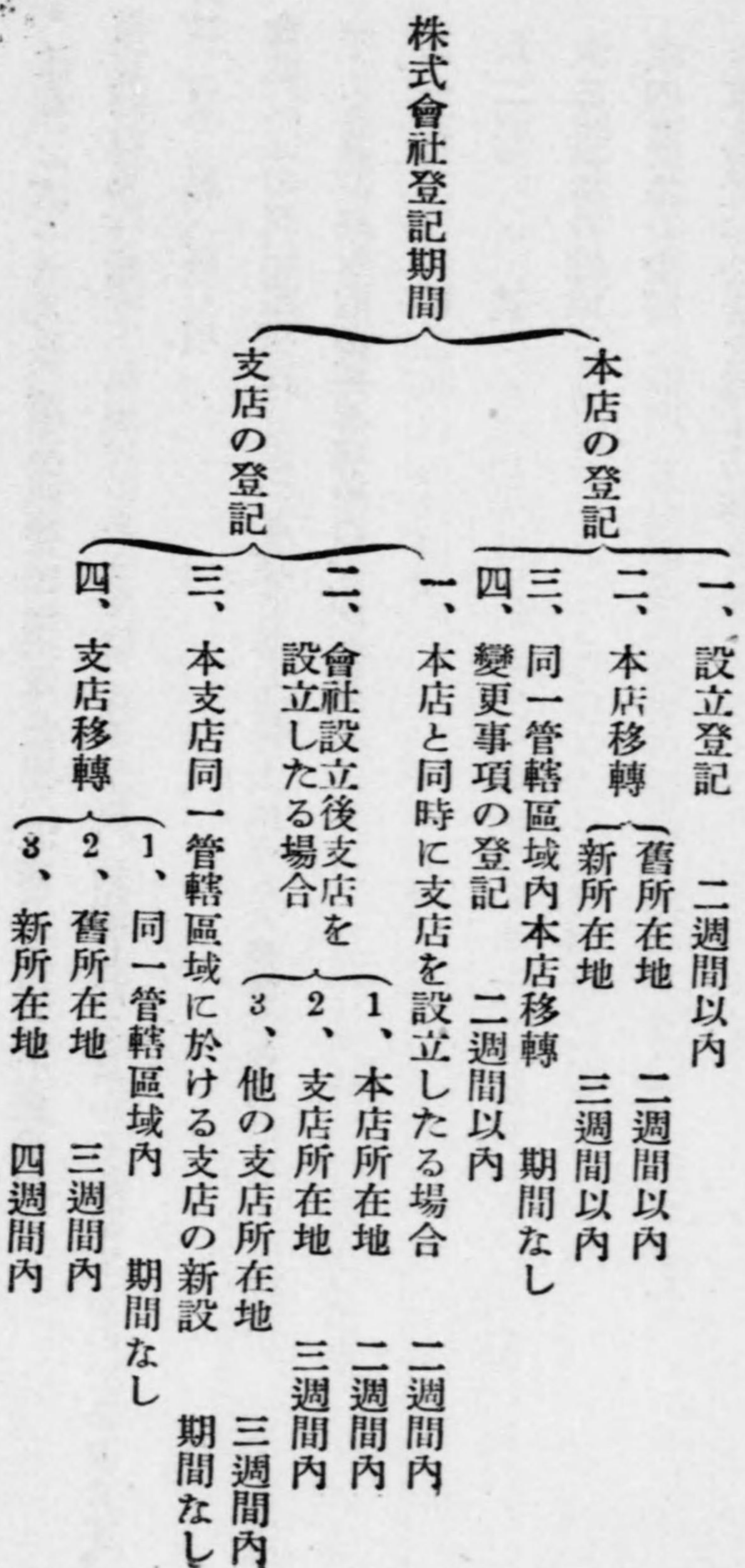
第九項 設立登記

第一 登記の時期

改正會社法に於いては、設立登記が完了して、初めて會社が成立するのであります。即ち設立登記の手續が完済したとき、初めて一人歩きの出來る商人としての法人たる會社が、此處に存在することゝ成るのであります。

然らば其の登記は何時するかと云ふに、發起設立の場合には、検査役の調査終了の日から算へて二週間以内に、募集設立の場合には創立總會終結の日、又第六十八條第一項第四號乃至第七

號に定むる定款記載事項を、不當と認めて之を變更したるときは、其の變更手續終了の日から算へて二週間以内に行ふ規定に成つて居ります(第一八八條)。
登記に付いて、各種の場合に於ける期間を、左に表示致します。



* 注意 (第一六八條、第六四條第二項及び第六五條乃至第六七條参照)
尙官廳の免許を要する場合にありては、免許書の到達したる日から起算するのであります。

第二 登記事項

會社設立の登記事項は、左の各項であります(第一八八條第二項)。

一 定款の絶對的必要事項中の左記各項。

(一) 目的

(二) 商號

(三) 資本の總額

(四) 壹株の金額

(五) 會社が公告を爲す方法

二 本店及び支店。

之は定款に記載の夫れと異つて、本店及び支店共に、何市何町何番地と記載して登記せねばなりません。

三 存立時期、又は解散の事由を定めたるときは其の事由。

四 數種の株式(優先株、普通株、後配株等)を發行したるときは、其の各種の株式の内容及び員數。

五 各株に付、拂込みたる株金額。

六 株式の譲渡の制限、又は株券の裏書の禁止を定めたるときは其の規定。

七 開業前に利息を配當すべきことを定めたるときは其の規定。

八 株主に配當すべき利益を以て、株式を消却すべきことを定めたるときは其の規定。

九 取締役及び監査役の氏名住所。

十 取締役にして會社を代表せざる者あるときは、會社を代表すべき者の氏名。

十一 數人の取締役が共同し、又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其の規定。

尙株式會社が設立と同時に支店を設けたるとき、及び設立後支店を設けたるとき、又本店、支店を移轉したるとき、竝に其の登記事項を變更したるとき等の場合に於いては、前記表示の所定

期間内に、それ〴〵登記手續を爲さねばなりません。

土地の名稱や、番地等が變更した場合にも、曾ては變更登記を必要と致しましたが、現在に於いては法規改正の結果之を爲すを要しません。

尙會社の目的とする營業が、曩に述べたやうな、官廳の許可を受けなければならぬ營業、即ち許可營業なる場合には、當該監督官廳の許可書を添附して、設立登記を申請するのであります。

書式第四十三號

發起設立ノ場合

ノ登記申請

○株式會社設立登記

申請書(其ノ一)

- 一 商號 ○○○株式會社
- 二 本店 ○○市○○區○○町○丁目○番地
- 三 登記ノ目的 株式會社設立ノ登記

- 四 登記ノ事由 昭和○○年○月○日發起人等が株式ノ總數ヲ引受ケテ○○○株式會社ヲ設立シ昭和○○年○月○日商法第一七三條ニ定メタル調査終了シタルニ依リ本店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
- (一)商號 ○○○株式會社
- (二)本店 ○○市○○區○○町○丁目○番地
- (三)目的 家具類ノ製造並ニ販賣、及ビ之

ニ附帶スル一切ノ事業

- (四)資本ノ總額 金壹百萬圓也
- (五)壹株ノ金額 金五拾圓也
- (六)各株ニ付拂込ミタル株金額 金拾貳圓五拾錢
- (七)公告ヲ爲ス方法 東京朝日新聞及ビ大阪朝日新聞
- (八)設立許可書到着ノ日 昭和○○年○月○日
- (九)存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿三十五ケ年
- (十)解散ノ事由 禁酒法ガ實施セラレタルトキ
- (十一)開業前ノ利息配當率 年五分
- (十二)取締役ノ氏名住所 ○○市○○區○○町○番地

第二章 株式會社

氏 名

(以下取締役全員ノ住所氏名ヲ列記ス)

(十三)監査役ノ氏名住所

○○市○○區○○町○番地

氏 名

(以下監査役全員ノ住所氏名ヲ列記ス)

(十四)會社ヲ代表スベキ取締役

氏 名

(又ハ○○ト○○トノ二人、又ハ支配

人○○ト共同シテ會社ヲ代表ス)

五 課税ノ標準價額 金貳拾五萬圓也

(但シ拂込金額也)

六 登録税 金壹千貳百五拾圓也

七 添附書類

(一)定款

一通

(二)株式ノ引受ヲ證スル書面

〇〇通

（三）検査役ノ報告ニ關スル決定書 一通

（四）検査役ノ調査報告書及ビ其ノ附屬書類 一通

（五）取締役及ビ監査役ノ選任決議書 一通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

〇〇市〇〇區〇町〇番地

申請人 〇〇〇株式會社

東京市〇〇區〇〇町〇番地

右取締役 氏 名[㊟]

（以下取締役、監査役全員列記調印スルモノトス）

東京區裁判所御中

注意

1 四ノ記載中、設立ニ付許可ヲ要スルモノ

ハ（調査終了）ニ代ルニ（昭和〇〇年〇月〇日許可ヲ受ケ、昭和〇〇年〇月〇日許可書到着）ト記述スルコト

2 （八）ハ會社ノ設立ニ付官廳ノ許可ヲ要スル場合ニ限ル

3 （九）ハ存立ノ時期ヲ定メタル場合ニ限ル

4 （十）ハ解散ノ事由ヲ定メタル場合ニ限ル

5 （十一）ハ開業前ノ利息配當ヲ定メタル場合ニ限ル

書式第四十四號

軌道ノ特許申請書

〇軌道特許申請

何々軌道株式會社發起人

住所

申請人 何 某

住所

申請人 何 某

（以下發起人全員列記）

右發起人等ノ設立セントスル何々軌道株式會社ニ於イテ別紙目論見書ノ通り軌道ヲ敷設シ運送業相營ミ度候間特許相成度左記書類相添へ此段及申請候也

附屬書類

- 一 起業目論見書 一通
- 二 線路豫測圖 一通
- 三 建設費概算書 一通
- 四 運輸事業ノ收支概算書 一通
- 五 軌道ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得ザル場合ニ在リテハ其ノ事由書 一通

第二章 株式會社

六 代理委任狀

昭和 年 月 日

幾 通

右

何々軌道株式會社發起人總代

何 某[㊟]

内務大臣 何 某 殿

鐵道大臣 何 某 殿

書式第四十五號

一定ノ路線又ハ

區間ニ於イテ自動車運輸業ヲ營マントスルトキノ許可申請書

〇自動車一定路線（又

ハ區間）運輸業許可

申請

〇〇自動車株式會社發起人

申請人 何 某

生年 月 日

(以下發起人全員列記)

- 一 營業ノ種別 乘客輸送(又ハ何々)
- 一 營業所々在在 地 何所何番地
- 一 營業線路又ハ區間 何々ヨリ何々ニ至ル
- 何線路又ハ何區間(別紙圖面通り)
- 一 停車場位置 圖面ノ通り(但シ之ヲ設ク
- ル場合ニ限ル)
- 一 使用車輛數及ビ其ノ寸法重量 何々號何
- 輛、寸法何程、重量何程
- 一 運轉系統、營業時間及ビ發車時間(詳細
- ニ記載スベシ)
- 一 乘車定員 何人(貨車ニ在リテハ積載定
- 量)

- 一 乘車賃金 何錢(貨車ニアリテハ一定重
- 量一哩ノ賃錢ヲ單位トシテ記入ノコト)

添附書類

- 一 圖面(路線區域、道路ノ幅員、停車場ノ
- 位置等ヲ明示シタルモノ) 何葉

右ノ通り自動車運輸業相營ミ度候間御許可相

成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

右 何 某

鐵道大臣 何 某 殿
內務大臣 何 某 殿

書式第四十六號

募集設立ノ場合

ノ登記申請

〇株式會社設立登記申請 (其ノ二)

- 一 商號 〇〇〇株式會社
- 二 本店 〇〇市〇〇區〇〇町〇番地
- 三 登記ノ目的 株式會社設立登記
- 四 登記事由 發起人等ガ株式ノ總數ヲ引受
- ケズ株式ヲ募集シ昭和〇〇年〇月〇日創立
- 總會ヲ終結シ株式會社ヲ設立シタルヲ以テ
- 左ノ事項ノ登記ヲ求ム
- (一)商號 〇〇〇株式會社
- (二)本店 〇〇市〇〇區〇〇町〇番地
- (三)目的 家具類製造販賣業
- (四)資本ノ總額 金壹百萬圓也
- (五)壹株ノ金額 金五拾圓也

- (六)壹株ニ付拂込ミタル金額 金拾貳圓五
- 拾錢也
- (七)公告ヲ爲ス方法 官報及ビ〇〇新聞
- (八)設立費用償却方法 初年度ニ於テ其ノ
- 全部ヲ償却ス

五 課稅標準 金貳拾五萬圓也

(但シ四分ノ一拂込ミタルモノトス)

六 登錄稅 金壹千貳百五拾圓也

七 添附書類

- (一)定款 一通
- (二)株式ノ引受ヲ證スル書面 二千通
- (三)株式申込證 一冊
- (四)取締役及ビ監査役(又ハ檢査役)ノ調
- 査報告及ビ附屬書類 一通
- (五)創立總會ノ決議錄 一通
- (又官許ヲ要スル場合ノモノニハ主務官

應ノ發起認可書等營業免許書添附)右
登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地

申請人 〇〇〇株式會社

〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地

取締役 氏 名

(以下取締役及ビ監査役全員住所氏

名列記調印スルモノトス)

東京區裁判所御中

注意

1 四ノ記載ニ付テハ主務官廳ノ認可又ハ許
可ヲ要スル場合ハ(昭和〇〇年〇月〇日主
務官廳ヨリ發起人ハ發起ノ認可ヲ受ケテ株
主ヲ募集シ昭和〇〇年〇月〇日創立總會終
結シテ株式會社ヲ設立シ同年〇月〇日主務

官廳ヨリ營業免許ヲ受ケ同年〇月〇日免許
書到達シタルヲ以ツテ左記事項ノ登記ヲ求
ム)ト記述スルモノトス

2 存立時期、解散事由、開業前ノ利息配當
率、取締役監査役ノ住所氏名及ビ取締役中
會社ヲ代表スベキモノ等ニ就イテハ前例第
四十三號ニ準ズ

3 四ノ(八)ハ保險會社ノ場合ニ限ル

書式第四十七號

會社設立ト同時

ニ支店ヲ設ケ其ノ支店所在地ニ於イテ
登記スル場合

株式會社支店設立
登記申請

一 商號 〇〇〇株式會社

二 支店 〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

三 登記ノ目的 支店設立ノ登記

四 登記ノ事由

昭和〇〇年〇月〇日發起人ニ於イテ株式ノ總
數ヲ引受ケテ株式會社ヲ設立シ同時ニ支店ヲ
設ケ〇〇年〇月〇日商法第一七三條ノ調査ヲ
終結シタルニ依リ(若クハ發起人ニ於テ株式
會社ヲ設立シ同時ニ支店ヲ設立シタルヲ以
テ)其ノ支店ノ所在地タル當所ニ於イテ左記
事項ノ登記ヲ求ム

(一)商號 〇〇〇株式會社

(二)本店 〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

(三)支店 〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

(四)目的 家具類ノ製造販賣

(五)設立ノ年月日 昭和〇〇年〇月〇日

(六)資本總額 金壹百萬圓也

(七)各壹株ノ金額 金五拾圓也

(八)各壹株ニ付拂込ミタル株金額
金拾貳圓五拾錢也

(九)公告ヲ爲ス方法
官報及ビ東京朝日新聞

(十)取締役ノ氏名
〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

(以下取締役全員ノ氏名ヲ列記ス
ルモノトス) 氏 名

(十一)會社ヲ代表スル取締役 氏 名

(又共同代表者ヲ置キタルトキハ)
共同代表者 氏 名

(十二)監査役ノ氏名

〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

氏名
(以下監査役ノ全員ノ氏名ヲ列記
スルモノトス)

五 登録税 金貳拾圓也

六 添附書類

創立總會(支店設立)決議錄

一通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

申請人 〇〇〇株式會社

〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

取締役 氏 名

(以下取締役全員ノ氏名ヲ列記調
印スルモノトス)

東京區裁判所御中

書式第四十八號

會社設立後株主

總會ノ決議ニ基ク支店設置ノ場合

株式會社支店登記

申請

- 一 商號 〇〇〇株式會社
- 二 支店 〇〇市〇〇區〇〇町〇番地
- 三 登記ノ目的 支店設立ノ登記
- 四 登記ノ事由

當會社設立後株主總會ノ決議ニ依リ昭和〇
〇年〇月〇日支店ヲ〇〇市〇〇區〇〇町〇
番地ニ設立致シ候ニ付其ノ支店ノ所在地タ
ル當所ニ於イテ左記事項ノ登記ヲ求ム
(一)乃至(十二)前號書式ト同ジ

五 登録税 金貳拾圓也

六 添附書類

株主總會ノ支店設置ニ關スル決議錄 一通

(他ノ支店所在地ニ於イテハ本店所在地
登記謄本添附)

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

申請人 〇〇〇株式會社

〇〇市〇〇區〇〇町〇番地

取締役 氏 名

(以下取締役全員ノ住所氏名ヲ列
記調印スルモノトス)

〇〇區裁判所御中

書式第四十九號

支店設立ヲ本店

所在地ニ於イテ登記スル場合

株式會社支店設立

登記申請

- 一、商號 〇〇〇株式會社
- 一、本店 東京市〇〇區〇〇町〇番地
- 一、支店 東京市□□區□□町□□番地
- 一、登記ノ目的 支店設立ノ登記
- 一、登記ノ事由

當會社設立後株主總會ノ決議ニ依リ昭和〇
〇年〇月〇日支店ヲ東京市□□區□□町□
□番地ニ設立シタルニ依リ本店ノ所在地タ
ル當所ニ於イテ其ノ登記ヲ求ム

- 一、登録税 金貳拾圓也
- 一、添附書類 支店設立決議錄 一通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

東京市〇〇區〇〇町〇番地

申請人 〇〇〇株式會社

(以下取締役全員ノ住所氏名ヲ列

記調印スルモノトス

東京區裁判所御中

書式第五十號

登記事項變更ノ

登記但シ重役ノ住所氏名

〇株式會社登記變更

申請

一、商號 大東印刷株式會社

一、本店(支店)

東京市神田區淡路町二丁目十

一番地口ノ三號(支店所在地)

一、登記ノ目的 取締役ノ住所氏名變更ノ登

記

一、登記ノ事由

取締役八百屋作造ハ昭和十三年八月一日共

ノ住所ヲ牛込區原町參番地ニ移轉シ同時ニ

氏名ヲ善書作造ト變更シタルニ付本店(支

店)ノ所在地タル當所ニ於テ之ガ登記ヲ求

ム

一、登録稅 何 圓

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

東京市神田區淡路町二丁目

十一番地口ノ三號

申請人 大東印刷株式會社

東京市神田區旭町十一番地

イノ一號

右代表取締役 本 輪 儲 留

東京區裁判所御中

注意

1 右ハ戶籍謄本又ハ抄本ノ添付ヲ要ス

2 右ハ取締役ノ住所氏名變更ノ登記ナルガ

變更登記ノ事由ハ種々ノ場合アリ其ノ實例

左ノ如クニシテ登記ノ目的ヲ更ヘ其ノ事由

ダケヲ左記ノ例ニ準ツテ替フレバ可ナリ

書式第五十一號

〇商號變更登記申請

一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日會社ノ

商號ヲ左ノ通り變更シタルニ付其ノ登記ヲ

求ム

注意

株主總會ノ決議錄ヲ添付スルモノトス

書式第五十二號

〇本店移轉ノ登記申

請

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ヲ以テ昭和

〇〇年〇月〇日本店ヲ左記ノ場所ニ移轉シ

タルニ依リ其ノ登記ヲ求ム

(一)本店 東京府〇〇郡〇〇村〇番地

注意

同 前

書式第五十三號

○支店移轉ノ登記申請

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ依リ昭和〇〇年〇月〇日〇〇市〇〇區〇〇町〇番地ノ支店ヲ左記ニ移轉シタルヲ以テ其ノ登記ヲ求ム

(一) 支店 東京府〇〇郡〇〇町〇番地

注意
同 前

書式第五十四號

○目的變更登記申請

書式第五十五號

○資本金額變更登記申請

一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日取締役

一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日株主總會ノ決議ヲ以テ當會社ノ目的ヲ左記ノ如ク變更シ同年〇月〇日主務官廳指定ノ認可ヲ受ケ免許可書ハ同年〇月〇日到著シタルニ付其ノ登記ヲ求ム

(一) 移民取扱業

注意
本申請ニハ免許證又ハ認可アル謄本竝ニ株主總會ノ決議録ヲ添付スルモノトス

會ノ決議ヲ以テ各株ニ付テ金拾貳圓五拾錢ノ拂込ヲ爲サシメ同年〇月〇日拂込ヲ完了シ各株ニ付夫々拂込済ミノ株金額ヲ左ノ如ク變更シタルニ付其ノ登記ヲ求ム

(一) 各株ニ付拂込ミタル株金額 金貳拾五圓也

二、課稅標準價額 金貳拾五萬圓也(新總拂込金額ヲ呈示ス)

三、登録稅 金壹千貳百五拾圓也(課稅標準價額ノ千分ノ五トス)

注意
拂込ニ付テ株主總會ノ決議ヲ經タルトキハ其ノ決議録ヲ添付スルモノトス

書式第五十六號

○取締役又ハ監査役住所變更登記申請

一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日取締役〇〇ハ住所ヲ左記ノ通り移轉シタルニ依リ之ヲ登記ヲ求ム

(一) 住所 東京市〇〇區〇〇町〇番地(舊住所 東京市〇〇區〇〇町〇番地)

注意
1 右ハ本店ノ所在地ニ於イテスル場合ノ申請ナリ

2 本申請ハ會社ノ代表取締役ヨリ申請スレバ可ナリ

書式第五十七號

○取締役變更登記申

請

- 一、登記ノ事由 取締役何某、何某、何某ハ任期滿了ノ處株主總會ニ於テ再選セラレ重シタルニ依リ（滿了ニ付株主總會ニ於イテ之ガ選任ヲ行ヒタル結果昭和〇〇年〇月〇日取締役ニ選仕セラレ、同日就任シタルニ依リ）之ガ登記ヲ求ム
- （一）取締役ノ氏名住所

東京市〇〇區〇〇町〇番地

氏 名

（以下選任セラレタルモノ全員ノ住所氏名ヲ列記ス）

注意

總會ノ決議録ヲ添付スルモノトス

書式第五十八號

○合併ニ依ル變更登

記申請

- 一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日當會社株主總會ノ決議ヲ以テ横濱市〇區〇町〇番地〇〇株式會社ヲ合併シタルニ依リ之ガ登記ヲ求ム

一、增加資本ノ總額 金五拾萬圓也

一、增加シタル各株ニ付拂込ミタル金額 金五拾圓也

一、課稅標準價額 金五拾萬圓也

一、登録稅 金五百圓也（合併ニ因ル資本增加ノ際ハ課稅標準價額ノ千分ノ一）

注意

此ノ場合ノ添付書類ハ株主總會ノ決議録ノ外ニ株主名簿ヲ添付スルモノトス

書式第五十九號

○資本變更（増資）登

記申請

- 一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日株主總會ニ於テ資本増加ノ決議ヲ爲シ株主ヲ募集シ第一回ノ拂込ヲ終結シタルニ付テ左記事項ノ登記ヲ求ム

（一）増加シタル資本ノ總額 金壹百萬圓也

（二）資本増加ノ決議ヲ爲シタル年月日 昭和〇〇年〇月〇日

書式第六十號

- （三）各株式ニ付拂込ミタル株金額 金拾貳圓五拾錢也
- 一、課稅標準價額 金貳拾五萬圓也
- 一、登録稅 金壹千貳百五拾圓也（課稅標準價額ノ千分ノ五）
- 一、添附書類
 - 株金ヲ全株式ニ付テ拂込ミタルコトヲ證スル書面 一通
 - 新株主ノ株式申込證 二千通
 - 新株式名簿 二千通
 - 調査報告書（監査役又ハ検査役） 一通
 - 増資ニ關スル株主總會ノ決議録 一通

○同(減資)登記申請

一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日株主總會ニ於ケル資本減少ノ決議ヲ以テ資本總額ヲ變更シタルニ依リ左記事項ノ登記ヲ求ム

(一)資本ノ總額 七拾五萬圓也

(二)登録稅 〇〇圓

(三)添付書類

株主總會決議錄 一通

知レタル債權者ニ對スル催告書 十通

知レザル債權者ニ對スル公告ヲ證スル書面(〇〇新聞) 三通

異議アル債權者ニ辯濟ヲ爲シ(若クハ擔保ヲ供シ)タル事實ヲ證スル書面 五通

書式第六十一號

○監查役變更登記申請

一、登記ノ事由 昭和〇〇年〇月〇日監查役氏名ハ任期滿了ト同時ニ退任シ同氏名ハ任期滿了ノ處株主總會ニ於テ再選同日重任氏名ハ同株主總會ニ於テ監查役ニ選任同日就任シタルヲ以テ之ガ登記ヲ求ム

監查役ノ氏名住所

東京市〇〇區〇〇町〇番地 重任監查役 氏 名

東京市〇〇區〇〇町〇番地 新任監查役 氏 名

書式第六十二號

○存立期間變更登記申請

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ヲ以テ會社ノ存立期間ヲ昭和〇〇年〇月〇日左ノ通り變更シタルニ付之ガ登記ヲ求ム

一、存立期間 昭和五十五年五月二十日

一、登録稅 金貳拾圓也

一、添付書類

株主總會ノ決議錄 一通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

東京市〇〇區〇〇町〇番地

書式第六十三號

設立登記申請ニ

用フル委任狀

二錢收
入印紙

○委任狀 (其ノ四)

申請人 〇〇株式會社

東京市〇〇區〇〇町〇番地

取締役 氏 名

(以下取締役全員ノ氏名ヲ列記シ調印スルモノトス)

注意

1 同時ニ各支店ニ於イテモ登記スベキモノナリ書式ハ右ニ準ズ

2 支店ニ於イテスル右ノ登録稅ハ金貳圓也トス

拙者儀今般〇〇市〇區〇町〇番地何某ヲ以テ
代理人ト定メ左記權限ノコトヲ委任ス

一、何々株式會社設立登記申請ニ關スル一切
ノ件

一、右ノ件ニ付裁判所ニ出頭シテ諸般ノ事務
遂行ノ件

右委任狀仍而如件

昭和 年 月 日

住 所

〇〇株式會社

住 所

右取締役 氏 名

〇印鑑御届

何市何區何町何番地

〇〇株式會社

印鑑 取締役 何 誰

年 月 日生

何市何區何町何番地

〇〇株式會社

印鑑 監査役 何 誰

年 月 日生

右印鑑及御届候也

昭和 年 月 日

住 所

書式第六十四號

裁判所ニ提出ス

ベキ印鑑

〇〇株式會社

取締役 氏 名

何區裁判所(出張所)御中

注意

1 此ノ印鑑届ニハ市區町村長ノ證明ヲ要セ
ズ

2 取締役及び監査役ガ數名同時ニ印鑑ヲ届
出ヅル場合ニハ同一紙面ニ各印鑑臺紙ヲ並
列シ其ノ中ノ一人ヨリ届出ヅルヲ以テ足ル
3 此ノ臺紙ハ厚キ和紙ヲ用ヒ寸法ハ曲尺ニ
テ縦五寸横一寸ナリ

第九項 設立行爲に關する責任及び責任者

第一 發起人の責任。

發起人の責任は、本節第四款第八項に述べた通りであります。又取締役及び監査役との連帶責任に付ても、一應同項に於いて述べて置きましたが、更に詳説すれば次の如くであります。

第二 取締役及び監査役並に發起人の連帶責任。

取締役又は監査役は、株式總數の引受ありたるや否や、第一回の拂込及び現物出資の給付が、完全に行はれたるや否やを能く調査して、之を創立總會に報告し、又第百八十一條第二項に據る

検査役の報告書を調査し、創立總會に其の意見を報告すべき任務を負ふものなるが故に、若し之を怠りたるに因つて、會社又は第三者に對して損害を被らしめたる場合には、取締役及び監査役は、發起人を加へて三者連帶債務者として、其の損害賠償の責任を負ふのであります(第一九五條)。右の連帶責任は、會社成立の日から三年を経過したる後、株主總會の特別決議、即ち前述したる總株主の半數以上にして、且つ資本の半額以上に當る株主が出席して、其の議決權の過半數を以て決議せなければ、之を免除することは出来ません(第一九六條)。

第三 設立賛助人。

發起人以外の者にして、株式申込證・目論見書・株式募集廣告其他株式募集に關する文書に、自己の姓名及び會社の設立を贊助する旨の記載を爲すことを承諾したる者は、自己を發起人なりと誤認し、株式の申込を爲したる者に對しては、發起人と同一の責任を負はねばなりません(第一九八條)。

第三節 株式

第九十九條は、

「株式會社の資本は、之を株式に分つことを要す。」と規定したるが故に、

株式とは株式會社の總資本を、均齊に分割したる單位の名稱であります。

株式は又單に株とも云ひ、三様の意義を有して居ります。其の第一義は會社の資本を構成する單位、即ち資本の一部たる株式であり、其の第二義は株主權としての株式であり、其の第三義は株主權を表示する證券、即ち株券としての株式であります。

第一款 資本の一部たる株式

資本を株式に分割することは、株式會社の特有性の一つであつて、謂はゞ株式は資本の構成分子で、資本の均齊分の一、即ち(資本)の均等分(均等)に該當するのであるが、之が即ち資本の一部たる株式であります。總べて株式は均一金額なるを要しますから、百圓株、五拾圓株等と二種以上の株式の併存を許しません。併し之は一枚の株券の表示する金額とは別物であります。従つて五

百圓券、千圓券等々と數種のものゝ存するのが通例であります。而して株式の金額は、原則として五拾圓以上なることを要し、一時に株金の全額を拂込む場合に限つて、例外として二十圓迄に下すことを得としてありまして(第二〇二條)、法律は株式の金額の最低額を二十圓と限定しながら、最高額をば百圓とも、千圓とも制限致しませんが、斯く致した所以は無智低級の細民が、會社事業に關與して、粒々辛苦の結晶を損失するを防ぎ、併せて彼等の抱く投機心の助長を警むると共に、兼ねて株券を好餌に、下級細民の膏血を搾らんとする者の毒手に繋らしめざる、立法上の用意に因るのであります。

以上の如くであります。我が國の株式は、殆ど貳拾圓又は五拾圓に限られ、百圓株、貳百圓株等は、特殊會社又は特殊銀行以外には、極めて稀に觀るところのものであります。

第二款 株主權としての株式

株主權としての株式とは、株式の共有、株式の取得、又は株式の讓渡等と云ふ場合の株式の謂で、斯かる場合の所謂株式とは、株主の有する社員權、即ち株主權を示すのであります。

此の株主權としての株式を有する者、即ち株主權者を株主といひ、左の權利を有し、義務を負ふものであります。

第一項 株主の權利

株主權、即ち株主の權利は、其の株主の所屬する會社に對して有する社員權であつて、之には種々の權能があり、此の權能は與へられたる目的の上から、之を左の二種に分類致します。

第一 共益權。

之は直接には法人たる會社自身の目的を達する必要上、社員たる株主の共同利益の爲めに與へられたる權利で、次の如きものであります。

- 一 議決權。
- 二 株主總會の決議取消又は變更の判決を求むる權。
- 三 株主總會の決議無效の確認判決を求むるの權。
- 四 會社設立の無效の判決を求むる權。
- 五 會社の書類の閲覽を求むる權。

- 六 株主總會の招集を求むる權。
- 七 取締役、清算人、又は監査役に對する訴の提起を求むる權。
- 八 會社の業務及び財産の狀況に付て検査を求むる權。
- 九 清算人の解任を求むる權。

第二 自益權。

之は直接に株主自身の目的を達する必要上、社員たる株主各自の利益の爲めに與へられたる權利で、次の如きものであります。

- 一 利益配當を求むる權。
- 二 殘餘財産の配當を求むる權。
- 三 利息の配當を求むる權。
- 四 株券の交附を求むる權。
- 五 株券の名義書換を求むる權。
- 六 記名株券を無記名株券と爲すことを求むる權。

- 七 無記名株券を記名株券と爲すことを求むる權。
- 八 株券の再發行請求權。

尙無記名式の株券を有する者は、株券を會社に供託せなければ、株主の權利を行使することは出来ません。

第二項 株主の義務

株主の義務は、其の引受け、又は讓受けたる株式の金額、又は額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於いては、其の引受價額を限度として、株金を拂込むを要し、之には相殺、即ち會社との差引勘定を以て、是に替ゆること、即ち肩代りすることは出来ません(第二〇〇條)。

從來は假設人の名義、即ち不存在の人物を假作して、存在するが如くに装ひ、以て其の者の名義を利用して株式を引受け、又は讓受けて置き、斯くて權利は之を主張し、利益ある場合は之を受け、然らざるときは之を回避する脱法行爲を爲す者があつたが、改正法は之を防ぐ新規定を設けたるが故に、其の名義の如何に關せず、株主としての責任を負はねばならず、又他人の承諾を得ることなしに、其の人の名義を騙つて、株式を引受け又は讓受けたる者も、亦當然株主たるの

責任を負はねばなりません(第二〇一條第一項)。

更に他人と通謀して、其の人の名義を以て株式を引受け、又は譲受けたる者は、其の他人と連帯して、株金拂込の義務を負はねばなりません(第二〇一條第二項)。

是等假設人名義、及び他人名義を利用して株式を、或は引受け、或は取得することは、從來盛に行はれた方法であるが、是等の人々は、或は引受株を轉賣して濡手で粟の掴み取りを計り、或は株主となつて會社の業績が舉り、利益があれば其の利益に均霑すると共に、其の株の値上りに依つて利鞘を收め、之に反して會社の業績が舉らず、思はしき利益に有り附けぬと見ると、責任を假設人、又は通謀したる無資産なる他人に負はしめて、自分は知らぬ顔を決め込み、株主の最重大責任たる株金の拂込みをさへも、果すまいとする狡猾な徒輩であつて、謂はゞ株式界の胡麻の蠅であるが、彼等の斯かる奸策を封する爲めに、改正法は右の規定を設けたのであります。

株式を譲渡したる者は、現在株主に非ずとも、一般の場合には二ヶ年間、それが發起人なるときは五ヶ年間は、會社に對して株金に付て、特定の責任を負はねばなりません。即ち現在の株主が、會社の要求する拂込みに應じなかつた場合は、前株主たる譲渡人が、所定の金額を提供し

て、其の株式を買受けるか、然らずんば其の株式の處分に依つて生じたる、會社の損害金を辨償せねばならぬのであります(第二一四條、第二一五條、第二一九條)。

株式の譲渡人が右の損害金を辨償したる場合には、株券又は株主名簿に記載してある自己の後者全員、之を例へば自己が甲で、現在株主が戊なるときは乙・丙・丁・戊の四人に對して、償還の請求を爲すことが出来るのであります(第二二〇條第一項)。

株金の拂込期日後に、株式を譲渡したる場合には、會社に對して現在の株主と連帯して拂込を爲さねばなりません(第二二一條)。之は改正法に依つて定められた條規で、如上の規定と相俟つて、引受株式賣逃げより來る會社の損害の、防衛手段の徹底を期せんとするものであります。

第三款 株券としての株式

第一項 株 券

株券とは、株式を表彰する有價證券の名で、株式を指して株券と云ふこともあります。有價證券とは、相當の取引價格を以て裏書又は交付のみに依つて、簡単に流通する證券であります。

株券は會社の成立後、即ち登記を完了した後で無ければ發行することは出来ません。之に反して發行したる株券は無効であり、且つ發行者は、此の無効株券發行の爲めに生ずる損害を、賠償せなければなりません(第二二六條)。

第二項 株券の種類

第一 記名株と無記名株

株券を記載の形式より區別して、株主の名義を記載したる株券を記名株券と云ひ、然らざるものを無記名株券と云ひます。

定款に規定された場合に限り、株金全額の拂込まれたる株式に付ては、何時でも無記名株を發行することが出来ます。

又此の無記名株は、何時でも記名株に書換へる請求を爲すことが出来ます(第二二七條)。

第二 優先株・普通株・後配株・(優劣混合株)

株券を、其の株式の権利の實質より區別して、優先株・普通株・後配株の三種に分類致します。

此の三種中、後配株は改正法が特に規定したものであります(第一六八條第一項第二號及第二二二條)。

優先株は利益の配當及び殘餘財産の分配に付て、優先の利益を受ける株式のことです。

普通株とは、何等の條件をも伴はぬ、普通一般の株式のことです。後配株とは普通株よりも、更に劣つた條件に於いて待遇を受くる株式のことです。又優先株と後配株との優劣二條件の混合株をも認め得るのであります。

第三項 株券の記載

株券には、左の事項及び番號を記載し、取締役が之に署名せねばなりません(第二二五條)。

第一 會社の商號

第二 會社成立の年月日

第三 資本の總額

第四 一株の金額

第五 數種の株式、即ち優先株・普通株・後配株等があるときは、其の株式の内容

第六 株式の譲渡の制限、又は株券の裏書の禁止を定めたるときは其の規定

第七 一時に株金の全額を拂込ましめざる場合に於いては、拂込ある毎に、其の金額を記載する

のであります。

第四項 株券の無効

株券は、公示催告の手續に依つて、之を無効と爲すことが出來ます。又株券を喪失したる者が、其の喪失株券に替はるべき、株券の再發行を請求する場合には、除權判決を受けねばなりません（第二一八條、第二三〇條）。

第四款 株主名簿

第一項 株主名簿の記載事項

株主名簿とは、株主及び株券に關する事項を一見明瞭に示すことを目的とする帳簿で、株券の元帳とは異なるのであります。

株主名簿に記載すべき事項は、法律の明示するところで、左の通りであります（第二二三條）。

第一 株主の氏名及び住所。

第二 各株主の有する株式の種類及び數、並に株券の番號。

第三 各株に付拂込みたる株金額、及び拂込の年月日。

第四 各株式の取得の年月日。

第五 無記名式の株券を發行したるときは、其の數、番號及び發行年月日。

第二項 株主名簿の效力

株主名簿は、すつと以前には株主の權利證明の唯一の具として、極めて重要なものでありましたが、其の後株券を發行するやうになつてからは、其の重要性が大に減少致しました。併し尙現在と雖も法律上次の如き效力を有して居ります。

第一 記名株式の移轉に就いては、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載せなければ、之を以て會社並に第三者に對抗すること、即ち其の移轉を會社並に第三者に對して主張することが出來ません（第二〇六條）。

第二 株式讓渡人の擔保義務の消滅期間の起算點、即ち株式の讓渡人が、其の株式に付て負ふべき責任の免除される期間の起算點は、其の讓渡を株主名簿に記載された時から起算するのであります（第二一九條）。

第三 會社の株主に對する通知、又は催告は、株主名簿に記載したる株主の住所、若くは其の者が住所を會社に通知したるときは其の住所に宛つるを以て足れりとし、假令それが事實上の住所と異ると雖も會社には責任なく、更に此の通知、又は催告は、通常其の到達すべかりし時に、到達したるものと看做され、斯くて以上の規定は、株式申込人、株式引受人、従前の株主、株式の譲渡人、又は質權者に對する通知、又は催告に之が準用されるのであります(第二三四條)。

第四 會社の株主名簿に、株主が未成年者、又は禁治産者なる場合に其の旨の記載なく、且會社が未成年者又は禁治産者なることを知らざる場合に於いて、株主たる其の未成年者、又は禁治産者に對して爲したる通知又は催告は有効であります。

第五款 株式の譲渡、其の他の移轉

第一項 株式譲渡自由の原則

株式は、一般の財産權と同様に、自由に譲渡し得ることを原則とするも、之には次の制限があります(第二〇四條第一項)。

第一 定款を以て其の譲渡の禁止、其の他の制限を規定したる場合には、譲渡することが出来ません(第二〇四條第一項但書)。

第二 商取引上に所謂權利株、即ち會社の成立前に於て、株式引受人の有する權利も、是れ亦原則としては、之を自由に譲渡することを得るも、其の譲渡は會社に對しては何等の效力をも生じません(第二〇四條第二項)。

斯くて株式申込證據金の受領證に、株式名義書換の白紙委任狀を添附して、權利株賣買を從來の如く行ふことは、改正會社法の認むるところではあるが、之が例外として發起人の權利株に限つては、之を確く禁止してあります(第一九〇條第二項)。

第二項 株式譲渡の方法

株式の譲渡方法は、無記名株式なると、記名株式なるとに依つて異り、前者は唯單に當事者の意思表示に依つて行はれ、之が對抗條件は現物の引渡を以てすれば、足るのであります(民第八六條第三項第一七六條第一七八條)後者は次の方法に依ることを要します。

第一 記名株式譲渡の方法。

記名株式の譲渡は、原則として裏書に依つて之を行ふのであります。従つて記名株式は、定款に別段の規定なき限りは、株券の裏書を以て自由に株式を譲渡することが出來ます(第二〇五條第一項)。改正會社法は特に此の裏書譲渡の方法を認めましたけれども、從來の白紙委任狀附の譲渡方法をも、亦禁ずるものではありません。

一 白紙委任狀附の譲渡。之は從來と同じく記名株券に、名義書換の白紙委任狀と、株主名義書換請求書とを添附し、譲受人に交附し、之が轉々として、甲から乙、乙から丙、丙から丁へと、殆んど無記名株式の如く流通して取引されるのであります。譲受人が會社及び第三者に對し、其の正當譲受人たることを主張するには、是非裏書譲渡を受けねばなりません。

二 裏書譲渡。之は手形法の規定に準據して、株券の裏面乃至補箋に譲渡の旨を、裏書することとに因つて譲渡するもので、之には次の二種の方法があります(同條第二項)が、其の要件としては、裏書は單純なること、即ち無條件なるを要し、更に一部の裏書は之を無効と致します。

(一)記名式裏書。記名式裏書は、株券又は之と結合したる紙片、即ち補箋に取得者を記載し、裏書人が署名するのであります。

(二)白地式裏書。白地式裏書は、被裏書人を指定することなく之を爲し、又は單に裏書人の署名のみを以て之を爲し得るのであります。署名のみを以て爲す白地裏書は、株券の裏面若くは補箋に之を爲さねば效力を生じません(手形法第一三條第二項)。尙之に次の三種の譲渡方法があります(手形法第一四條)。

- 1 自己の名稱又は他人の名稱を以て、白地を補充して株券を移轉する場合。
- 2 白地式に依り、又は他人を表示して、更に株券に裏書して移轉する場合。
- 3 白地を補充せず、且つ裏書をも爲さず、其のまゝで株式を移轉する場合。

第二 裏書の效力。

株券の占有者が裏書の連續に依つて其の權利を證明するときは、其の間に如何なる事由が介在するとも、之を適法なる所持人と看做し、最後の裏書が白地式なる場合と雖も、亦同斷であり、又抹消したる裏書は、此の關係に於いては之を記載せざるものと看做します。白地式裏書に次いで他の裏書あるときは、其の裏書を爲したる者は、白地式裏書に因つて、株券を取得したるものと看做されるのであります。